

# 安曇野市

## 一般廃棄物処理基本計画(第2期)



平成23年10月策定(第1期)

令和3年3月改定(第2期)



## 目 次

### 第1章 計画策定の基本的事項

I	計画策定の背景	1
II	計画の位置づけ	2
1	法的な位置づけ	2
2	本市における位置づけ	2
III	計画の期間と計画区域	3
IV	ごみ処理の現状	3
1	ごみ・資源物の処理体制	3
2	生活排水の処理体制	9
V	計画の基本方針	11
1	ごみ処理基本計画の基本方針	11
2	生活排水処理基本計画の基本方針	12

### 第2章 第1期計画の総括

I	第1期計画の概要	13
II	人口の推移	14
III	事業所数の推移	14
IV	ごみ処理基本計画	14
1	第1期計画の総括	14
2	ごみ排出量の推移	15
3	家庭系ごみの組成	17
4	事業系一般ごみの組成	18
5	リサイクル率	19
6	国の計画について	19
7	県の計画について	19
8	計画の進捗状況	20
9	施策の進捗状況及び課題	21
V	生活排水処理基本計画	22
1	第1期計画の総括	22
2	し尿・浄化槽汚泥等の処理量の推移	23
3	し尿・浄化槽汚泥の排出状況	23

4	し尿処理施設の状況	24
5	公共下水道の状況	24
6	農業集落排水施設の状況	24
7	合併処理浄化槽の状況	25
8	生活雑排水処理の状況	25
9	生活雑排水処理施設の状況	25
10	生活排水処理計画の進捗状況	26
11	施策の進捗状況及び課題	26
VI	施設の現状と課題	27
1	リサイクルセンター	27
2	中間処理施設	28
3	最終処分場	28
<b>第3章 ごみの将来見込み、目標</b>		
I	人口の見通し	30
II	家庭系ごみ排出量の推計・目標値	30
1	家庭系ごみ排出量の推計値	30
2	家庭系ごみ排出量の目標値	31
3	国・県・本市の目標値の比較	33
III	リサイクル率の目標値	33
IV	事業系可燃ごみ排出量の推計・目標値	34
1	事業系可燃ごみ排出量の推計値	34
2	事業系可燃ごみ排出量の目標値	34
3	国・県・本市の目標値の比較	36
V	生活排水処理の推計・目標値	36
1	生活排水処理の推計値	36
2	生活排水処理の目標値	37
VI	し尿・汚泥の処理計画	37
1	収集・運搬計画	37
2	中間処理計画	38
3	最終処分計画	38
4	その他	38

## 第4章 目標達成のための施策

I	ごみの更なる削減	39
1	家庭系ごみの減量化・資源化	39
2	事業系ごみの減量化・資源化	41
II	適正処理の推進	42
1	ごみの適正処理	42
2	生活排水の適正処理	44
III	持続可能な開発目標（SDGs）の取り組みについて	45
1	持続可能な開発目標（SDGs）について	45
2	持続可能な開発目標（SDGs）達成のための 各主体の取り組みについて	46

## 第5章 食品ロス削減推進計画

I	計画の基本的事項	48
1	計画策定の趣旨	48
2	計画の位置づけ	49
3	計画の期間	49
II	本市における食品ロスの現状と課題	50
1	食品ロスの発生状況	50
2	食品ロスの発生要因	54
III	数値目標の設定	56
1	国・県における数値目標	56
2	本市における数値目標	56
IV	目標達成のための施策	57
1	教育及び学習の振興、普及啓発等	57
2	表彰	57
3	実態調査及び調査・研究の推進	57
4	情報の収集及び提供	57
5	未利用食品を提供するための活動の支援等	58
6	循環型社会を意識した食品廃棄物等の適正な再生利用の推進	58

## 参考資料

家庭ごみ・資源物に関するアンケート	集計結果	61
-------------------	------	----

表紙：令和2年度拾ヶ堰クリーン大作戦（豊科南小学校）

(注)本計画に掲載しているグラフや表における構成比の数値は、四捨五入の関係で合計が必ずしも100とはならない場合があります。

# 第1章 計画策定の基本的事項

## I 計画策定の背景

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、ごみの大量発生とその処理に伴う環境への負荷やコストの増大を招くため、廃棄物を持続可能な形で最大限活用することが求められてきました。

我が国においては、平成12年の循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の制定を機に、リデュース・リユース・リサイクルの3Rがより進む社会経済システムの構築を目指し、各種個別のリサイクル法などの法体系の整備が進められてきました。

国際的には、平成27年に「持続可能な開発目標」を中核とする天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する持続可能な循環型社会や低炭素社会の形成に向けた取り組みが進められています。

長野県においては2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標を規定し、持続可能な脱炭素社会に向けた取り組みを推進する「長野県脱炭素社会づくり条例」が公布・施行され、その中でプラスチックの資源循環の推進、エシカル消費などこれからの社会に必要な新たな取り組みについて規定しています。

近年では、食品廃棄物の削減、使用済み製品からの有用金属の回収について、より一層の推進が図られており、あわせて災害時の廃棄物処理システムの強化も進められています。

また、廃プラスチックによる海洋汚染問題もクローズアップされており、ストローなどの使い捨て製品を他の素材に転換するなどの対策も図られていますが、プラスチック製品全般に対するさらなる対策が求められています。

本市においても一般廃棄物を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、長期的視点に立ち、市民及び事業者との協働によるごみの減量、資源化及び適正処理を推進し、循環型社会の実現を目指す必要があります。

私たちは、田園豊かな安曇野市の自然環境を守り、大切な財産として次の世代に引き継いでいかなければなりません。

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」に基づき平成23年10月に策定した「安曇野市一般廃棄物処理基本計画(第1期)」が令和2年度で計画年度を迎えたことから「安曇野市一般廃棄物処理基本計画(第2期)」として策定し、市民・事業者・市が連携・協働し、循環型社会の形成に向けて、総合的かつ計画的に取り組んでいくための計画とします。

## II 計画の位置づけ

### 1 法的な位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」といいます。)第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、安曇野市自治基本条例に基づく「総合計画」、環境基本法に基づく「環境基本計画」等と整合を図り、あわせて食品ロスの削減の推進に関する法律(以下「食品ロス削減推進法」といいます。)の施行により、食品ロス削減への取り組みと今後の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となるものです。

なお、本計画実施のための具体的な事項については、毎年度策定する実施計画において定めるものとします。

### 2 本市における位置づけ

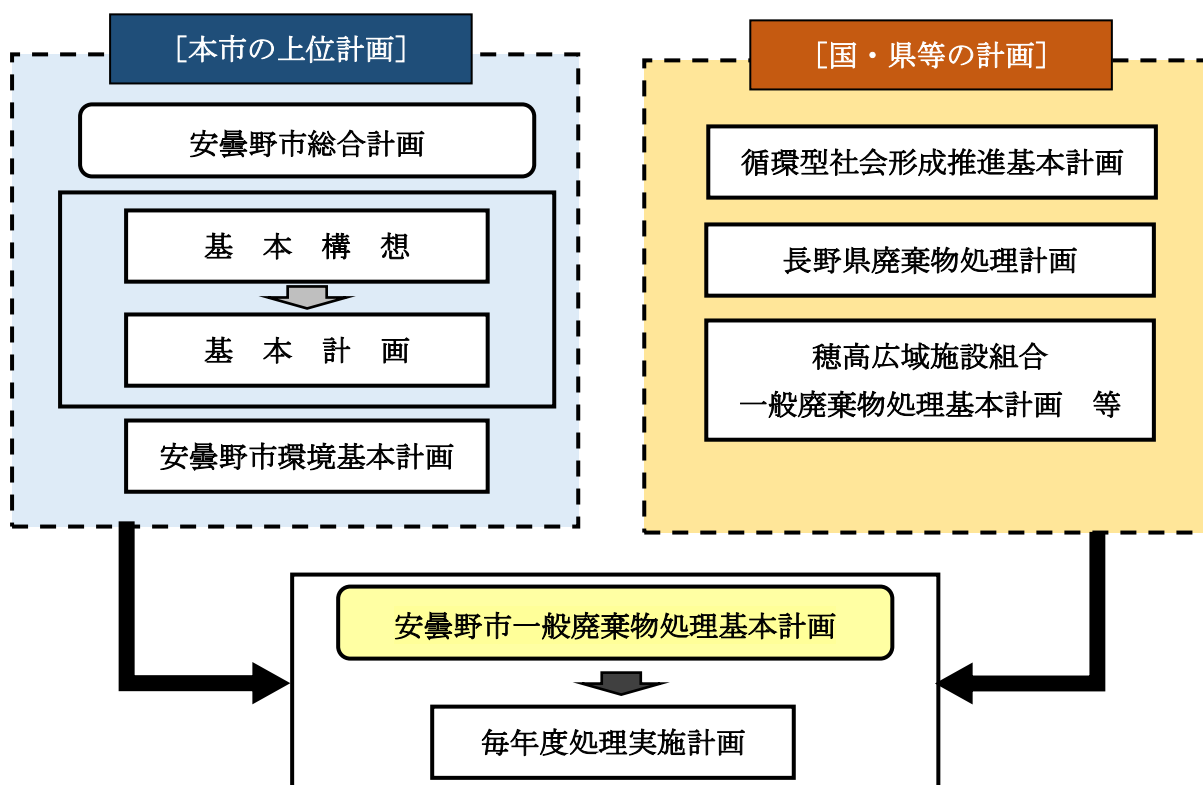


図 1-2-1 計画の位置づけ

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画(一般廃棄物処理基本計画)と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量・再生利用の推進、収集・運搬、処分等について定める計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されます。



### Ⅲ 計画の期間と計画区域

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

また、本計画策定から5年後に、実情に合わせた中間見直しを行うこととしますが、社会情勢の変化やごみ処理に係る大きな変更があった場合には必要に応じて計画の見直しを行います。

計画区域については安曇野市全域とします。

### Ⅳ ごみ処理の現状

#### 1 ごみ・資源物の処理体制

##### (1) 家庭系ごみの処理体系

本市における家庭系ごみの処理体系は、図 1-4-1 に示すとおりです。

① 可燃ごみは、穂高広域施設組合ごみ焼却施設(以下「穂高クリーンセンター」という。)で焼却処理し、焼却残さは、民間業者に委託して最終処分場にて埋立処分しています。

##### ② 不燃ごみ

ア 不燃ごみの金物類は、穂高クリーンセンターのストックヤードにて一時保管後、再生業者が資源化を行っています。

イ 不燃ごみのガラス・陶器類は、安曇野市三郷一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

ウ 焼却灰は、ガラス・陶器類と同様に安曇野市三郷一般廃棄物最終処分場にて埋立処分しています。

##### ③ 資源物

ア びん(無色・茶色)、びん(その他色)の一部、ペットボトルの一部、プラスチック製容器包装、紙製容器包装は、指定法人を経由して資源化しています。

イ 缶、びん(その他色)の一部、ペットボトルの一部、紙類、衣類・布類は再生業者を通じて資源化しています。

ウ 電池類、蛍光管は、穂高クリーンセンターのストックヤードにて一時保管後、再生業者が資源化しています。

エ 廃食用油は、本市による拠点回収により収集され、再生業者に売却後飼料化しています。

オ 庭木の剪定枝は「緑のリサイクル」として、市内のリサイクルセンターで収集され、本市所有の機械車輛によりチップ化され、希望者に無償提供しています。

- カ 緑のリサイクルで受け入れできない剪定枝(太さが8cm を超えるもの)や木製の家具等は豊科リサイクルセンターで収集され、民間業者でチップ化されたのち、熱源としてサーマルリサイクルしています。
- キ 使用済小型家電は、認定事業者の委託を受けている再資源化を行う事業者へ売却もしくは処理を委託しています。
- ク 自転車は、修理を行い希望者へ販売します。修理ができないものは、再生業者へ売却もしくは処理を委託しています。
- ケ 不用食器は、再資源化を行う再生業者に売却します。
- ④ 粗大ごみ及び処理困難物は許可業者が収集し破砕・選別後、可燃残さは穂高クリーンセンターごみ焼却施設で焼却処理、不燃残さは民間業者に委託して埋立処分又は資源化しています。
- ⑤ 有害ごみ(水銀体温計)は、市民の直接搬入(市役所)により収集され、穂高クリーンセンターのストックヤードにて一時保管後、再生業者が資源化しています。

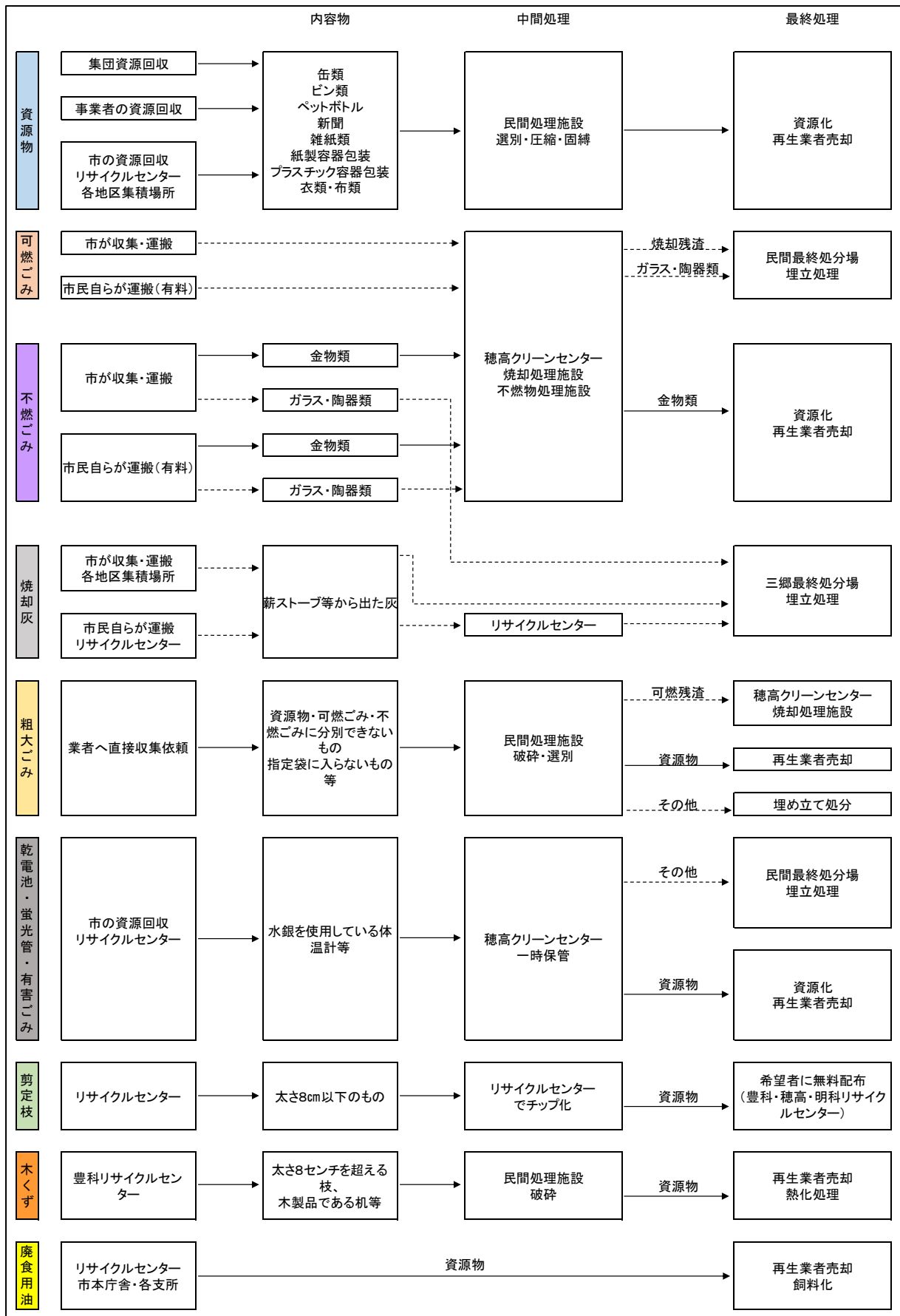


図 1-4-1 家庭系ごみの処理体系

## (2) 家庭系ごみの収集・運搬体制及び分別収集区分

本市におけるごみ・資源物の収集運搬は、集積場所へ排出していただき、地域ごとに、本市の委託による民間業者等により収集されています。可燃ごみは2回/週、不燃ごみは1回/月、プラスチック製容器包装は1回/週、資源物は1回/月の収集日が設定されています。また、資源物については市内3か所のリサイクルセンターにて受け入れ日を設定し、随時受け入れをしています。収集されたごみ・資源物は本市が指定する処理施設または再生業者へ搬入されています。

表 1-4-1 家庭系ごみの収集体制

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	プラスチック製容器包装	資源物
回数等	週2回	月1回	週1回(ただしリサイクルセンターはそれぞれ異なる)	月1回(ただしリサイクルセンターはそれぞれ異なる)
収集体制	委託	委託	委託	委託
収集方式	集積場所における収集	集積場所における収集	集積場所における収集 リサイクルセンター等持込	集積場所における収集 リサイクルセンター等持込

表 1-4-2 家庭系ごみの分別収集区分及び処理工程

家庭系ごみの種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	市(委託) ・ 排出者	穂高広域施設 組合 (直営)	焼却	穂高広域施設 組合 (委託)	埋立て
不燃ごみ (金物類)	市(委託) ・ 排出者	穂高広域施設 組合 (委託)	再資源化	—	—
不燃ごみ (ガラス・ 陶器類・灰)	市(委託)	—	—	市(直営)	埋立て
	排出者	穂高広域施設 組合 (直営)	破砕	穂高広域施設 組合 (委託)	埋立て
資源物	市(委託) ・ 拠点回収	市(委託)	再資源化	—	—
	排出者	処分業許可業者	再資源化		
有害ごみ	市	穂高広域施設 組合 (委託)	再資源化	—	—

### (3) 事業系一般ごみの処理体系

本市における事業系一般ごみの処理体系は、図 1-4-2 に示すとおりです。

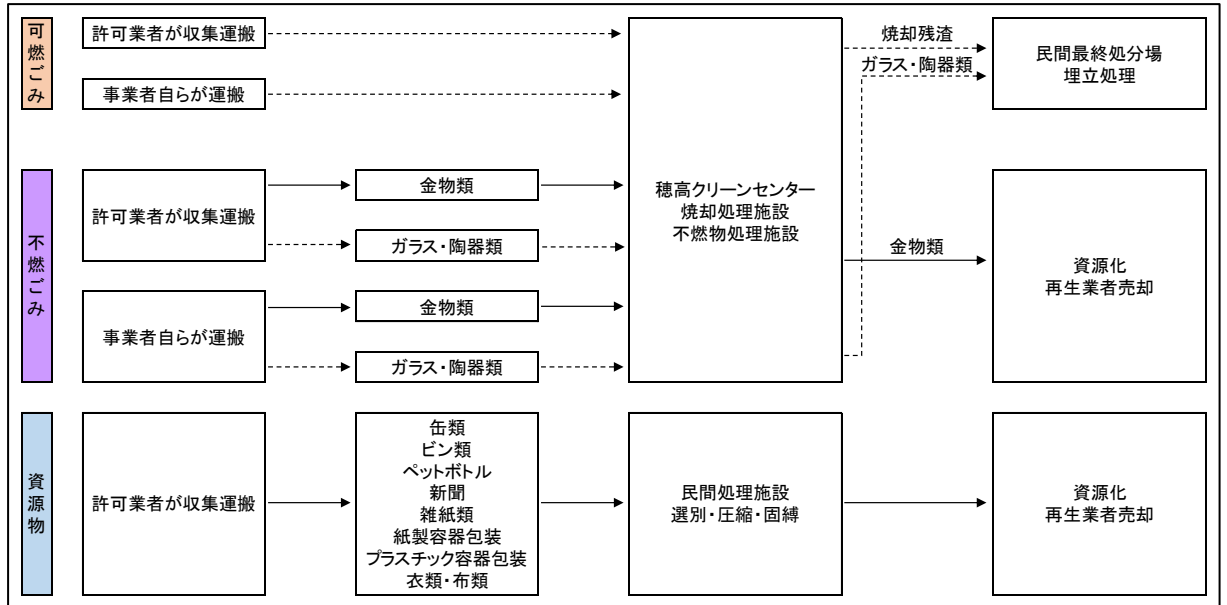


図 1-4-2 事業系一般ごみの処理体系

※事業系一般ごみとは、事業活動で生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のものをいい、廃棄物処理法第 11 条第2項の規定により、本市及び穂高クリーンセンターによるごみ処理に支障が生じない範囲で一般廃棄物として処理するものも含まれます。

### (4) 事業系一般ごみの収集・運搬体制及び分別収集区分

本市におけるごみ・資源物の収集運搬は、排出者自ら処理施設である穂高クリーンセンターもしくは、民間処理施設に持参するか、収集運搬許可業者に有料で委託し、処理するようになっています。

表 1-4-3 事業系一般ごみの分別収集区分及び処理工程

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	収集運搬業 許可業者 ・ 排出者	穂高広域施設 組合 (直営)	焼却	穂高広域施設 組合 (委託)	埋立
		処分業許可業者	再資源化等	—	—
可燃ごみ (動物死体)	市(委託)	委託業者	焼却	委託業者	埋立
資源物	収集運搬業 許可業者	排出者 処分業許可業者	再資源化	—	—
	拠点回収	市(委託)			

## (5) ごみ処理手数料

### ① 家庭系ごみ処理手数料

本市では、定期収集にかかる家庭系可燃ごみ処理手数料について、一層のごみの減量、分別の徹底及びリサイクルの推進、排出量に応じた負担の公平性を目的とし、合併前の平成 13 年 10 月から、各町村において排出量比例型(従量制)の有料化制度を導入しています。

表 1-4-4 家庭系ごみ処理手数料の概要

区 分	指定袋のサイズ	手 数 料	備 考
可燃ごみ	大(50ℓ)	指定袋1枚あたり 50 円	令和3年5月導入予定
	中(30ℓ)	指定袋1枚あたり 30 円	
	小(20ℓ)	指定袋1枚あたり 20 円	

### ② 直接搬入ごみ処理手数料

穂高クリーンセンターに直接搬入する家庭系ごみ及び事業系ごみ、豊科リサイクルセンターに直接搬入する木くず及び木質系粗大ごみの処理手数料については、表 1-4-5 のとおりです。

表 1-4-5 直接搬入ごみ処理手数料の概要

区 分	手 数 料	備 考
可燃ごみ	10kg あたり 200 円 +消費税	もえるごみ指定袋に入っていれば無料
不燃ごみ (金物類、ガラス・陶器類)	10kg あたり 200 円 +消費税	
木くず及び木質系粗大ごみ	5kg あたり 100 円 +消費税	

## 2 生活排水の処理体制

### (1) 生活排水の処理体系

本市における生活排水の処理体系は、図 1-4-3 に示すとおりです。

生活排水の処理は、下水道(農業集落排水事業を含む)、合併処理浄化槽、単独浄化槽、簡易浄化槽で処理しています。

し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設、雑排水処理施設で処理をしています。今後、現処理体制を維持しつつ適正な処理をしていきます。

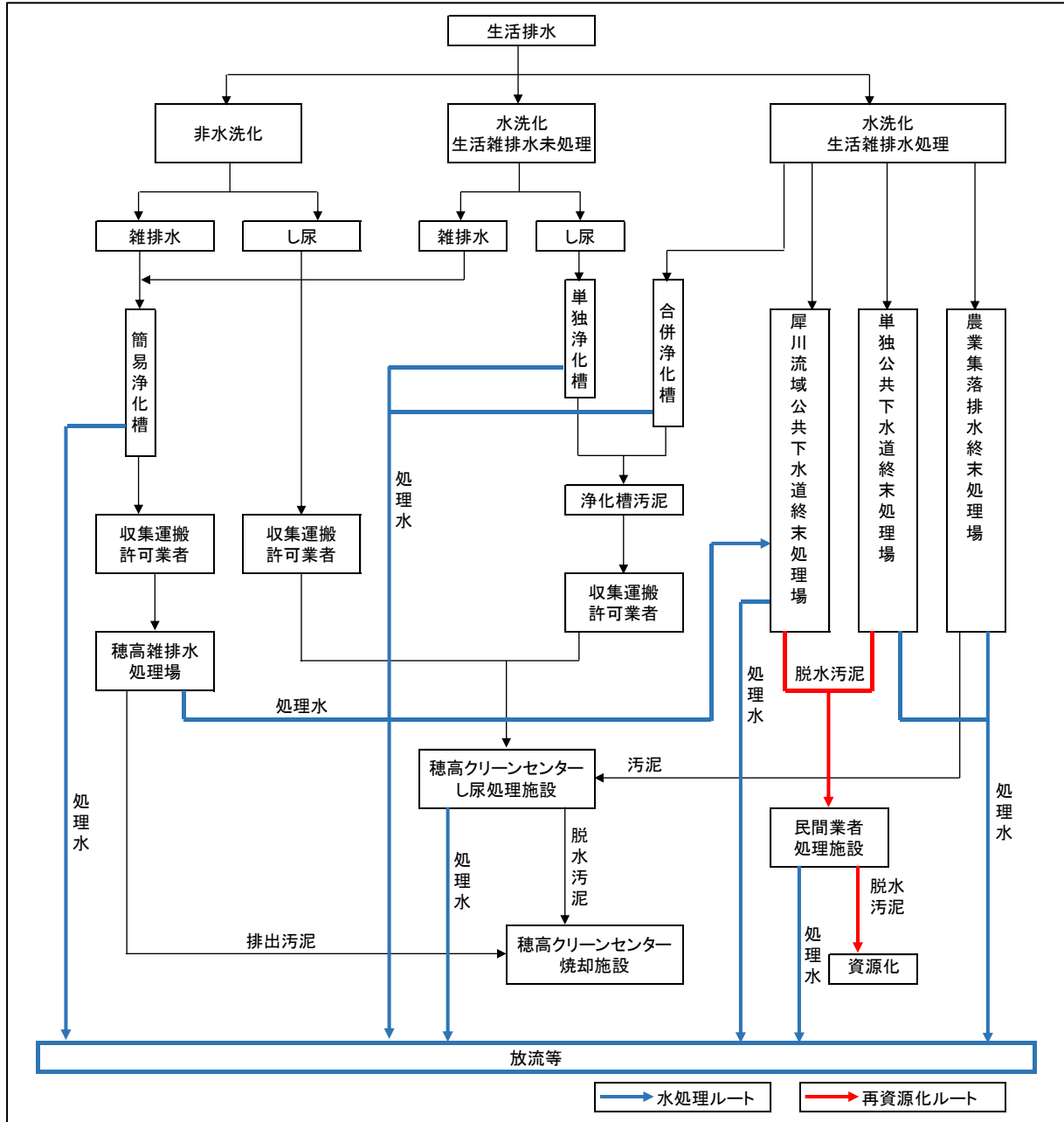


図 1-4-3 生活排水の処理体系

## (2) 収集・運搬体制及び分別収集区分

本市における生活排水の収集運搬は、し尿・浄化槽汚泥については、排出者が収集運搬許可業者に有料で委託し、穂高クリーンセンターで処理するようになっています。

また、生活雑排水については、排出者が収集運搬許可業者に有料で委託し、本市が運営する生活雑排水浄化処理場で処理するようになっています。

表 1-4-6 生活排水の分別収集区分及び処理工程

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	収集運搬許可業者	—	—	穂高広域施設組合(直営)	穂高広域施設組合のし尿処理施設にて処理
浄化槽汚泥	収集運搬許可業者				
生活雑排水	収集運搬許可業者	市(直営)	穂高生活雑排水処理場に投入後、希釈を行い公共下水道へ放流	—	—
	—	市(直営)	安曇野市穂高柏原生活雑排水処理場に配水管が接続されている家庭は、排水管を通じて処理場に搬入され、処理後に河川へ放流	—	—



## V 計画の基本方針

### 1 ごみ処理基本計画の基本方針

私たちの豊かな暮らしを支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄という経済社会構造は、大量の廃棄物を生み出し、地球規模の環境汚染や地球温暖化などの環境問題、さらに限りある資源の枯渇など、日々の生活にも深刻な影響を及ぼす状況になっています。このことからこれまでのライフスタイルを見直し、資源の循環を基調とした「循環型社会」を構築する必要があります。

このことから、市民、事業者及び本市が、相互の信頼関係の基に協働しそれぞれの役割を分担し、循環型社会の形成と維持を目指すため、リデュース(排出抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3Rを基本に施策を展開していきます。

※ 3Rの他に、リフューズ(購入拒否)、リペア(修理)がありますが、本計画での基本は「3R」とします。

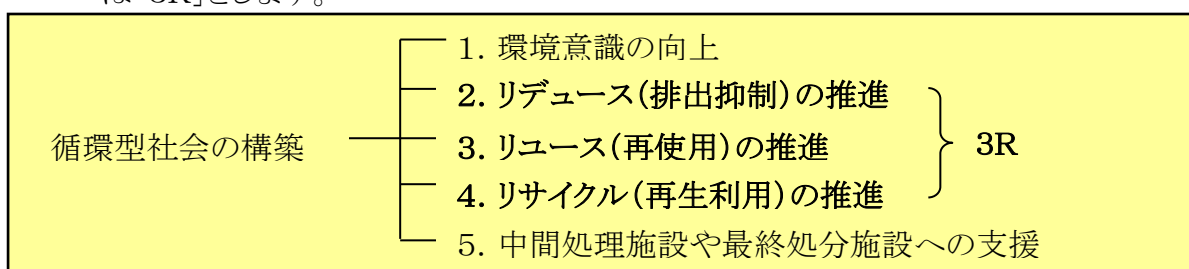


図 1-5-1 循環型社会構築のための取り組み

#### ◆リデュース(Reduce): 排出抑制

ごみになるものを買わない・作らない・受け取らないなどにより、ごみの排出そのものを抑制します。

例: 過剰包装を断るなど、ごみになる物を減らす。

レジ袋削減のためマイバッグを活用する。

#### ◆リユース(Reuse): 再使用

一度使用したものをすぐに捨てるのではなく、そのまま何度でも使用します。

例: 故障した物を修理して使用する。

詰め替え用の製品を選ぶ。

#### ◆リサイクル(Recycle): 再生利用

不要になったものに手を加え、再び原材料として利用します。

例: ごみ及び資源物の分別を徹底する。

ごみを再生して作られた製品を利用する。

## 2 生活排水処理基本計画の基本方針

生活排水処理施設の整備は、市民が快適な日常生活を営む上で不可欠であるばかりでなく、河川等の公共用水域の水質保全や地下水の水質保全に寄与するものです。

本市では、生活排水処理対策として水の適正利用に関する普及・啓発を行うとともに、生活排水処理の基本方針を次のとおりとします。

### ①地域に応じた生活排水処理の推進

豊かな自然を守るため、地域の状況に合わせて、下水道への接続の推進及び合併処理浄化槽の普及促進に努め、生活環境の改善及び安曇野の水環境の保全に努めます。

### ②水環境の保全

安全で安心な暮らしの実現のため、生活排水処理施設の適正な維持管理に努め、施設の延命化を図り、また、安定的な放流水質の確保を図ります。

### ③効率的で効果的な生活排水処理施設の構築

健全で持続可能な事業の運営を図るため、社会情勢・人口推移を考慮し、生活排水処理施設の整備・統廃合などにより効率的で効果的な処理体制の構築を図ります。

## 第2章 第1期計画の総括

### I 第1期計画の概要

第1期計画で定めた「目標達成のための施策」は表 2-1-1 のとおりです。

表 2-1-1 第1期計画で定めた「目標達成のための施策」

1	家庭系一般廃棄物の減量・資源化
	<ol style="list-style-type: none"><li>1 啓発活動の推進</li><li>2 環境学習の推進</li><li>3 分別の徹底</li><li>4 ごみの減量とリサイクルの推進</li><li>5 家庭での生ごみの減量・資源化</li><li>6 集団資源回収の推進</li><li>7 消費者としての取り組み</li><li>8 その他</li></ol>
2	事業系一般廃棄物の減量・資源化
	<ol style="list-style-type: none"><li>1 分別の徹底と再資源化の推進</li><li>2 事業所での紙類の減量・再資源化</li><li>3 処理業者による資源化の推進</li><li>4 市有施設等における資源化の推進</li><li>5 その他</li></ol>
3	適正処理の推進
	<ol style="list-style-type: none"><li>1 収集運搬について</li><li>2 資源物収集の検討</li><li>3 ごみ処理の効率化</li><li>4 ごみ集積所について</li><li>5 不法投棄対策</li><li>6 処理困難物について</li><li>7 災害ごみについて</li><li>8 中間処理施設及び最終処分場について</li></ol>

## II 人口の推移

表 2-2-1 本市における人口の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
人口(人)	97,980	99,165	98,770	98,417	98,226	98,090	97,831	97,613	97,297

資料:安曇野市作成「安曇野市の統計」、住民基本台帳(毎年10月1日現在)から

注:住民基本台帳法の改正により、平成25年度からの人口には外国人住民を含む。

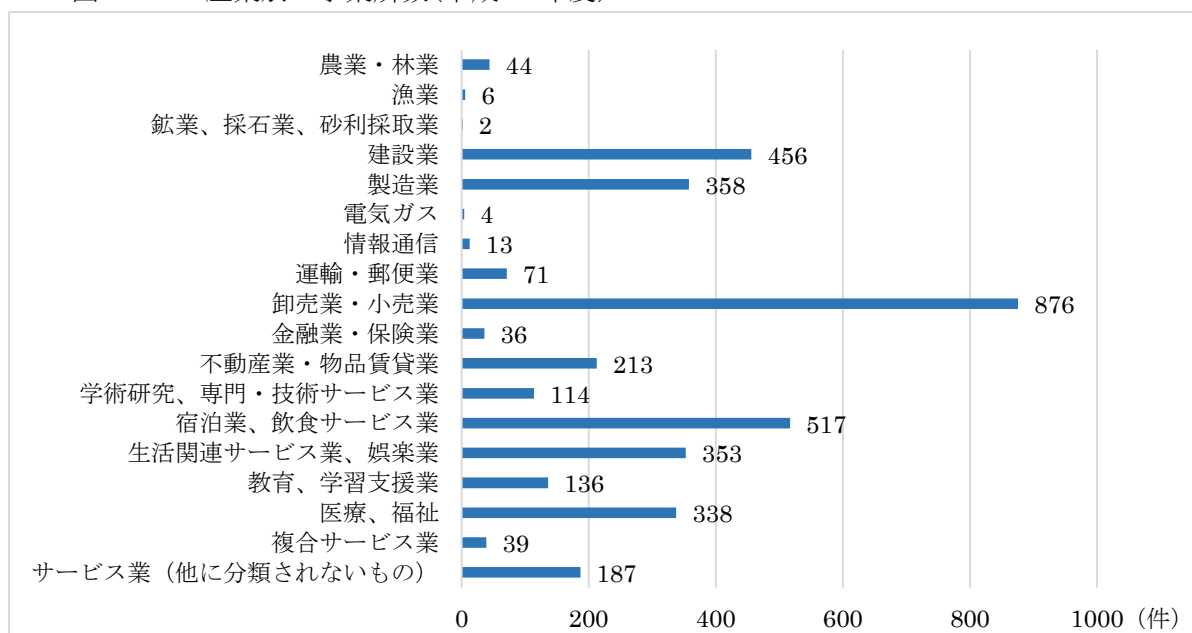
## III 事業所数の推移

表 2-3-1 本市における事業所数の推移

	H24	H28
事業所数	3,746	3,763

資料:総務省統計局 H24、H28「経済センサス-活動調査報告」

図 2-3-1 産業別の事業所数(平成28年度)



出典:総務省統計局 H28「経済センサス-活動調査報告」をもとに作成

## IV ごみ処理基本計画

### 1 第1期計画の総括

#### (1) 家庭系一般廃棄物の減量・資源化

第1期計画では、分別の徹底、ごみの減量とリサイクルの推進、家庭での生ごみの減量・資源化、集団資源回収の推進、などを柱に施策を進めてきました。

市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量(資源物を除く)は、着実に減少してき

ているものの、リサイクル率は民間事業者の回収に出される市民の方が大勢いると推測され、減少してきています。

今後さらにごみの減量化・資源化を進めていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たすことができるよう、さらなる情報発信や啓発が必要となります。

また、転入者等には、転入届の提出時にごみ出しルールの周知啓発を行うことが必要です。

更なる資源化を進めるために、排出・分別ルールの徹底や取り組みの検討を行うことが必要となります。

## (2) 事業系一般廃棄物の減量・資源化

第1期計画では、分別の徹底と再資源化の推進を図るべく、再資源化可能なものが可燃ごみに混入しないよう、分別の徹底をお願いし、事業所での可燃ごみの減量、紙類の再資源化推進のため、紙類のリサイクルセンターでの受け入れ、「事業系ごみ減量化・適正処理の手引き」の作成等の施策を進めてきました。

平成25年度からごみの排出量が増加傾向となっているため、事業系ごみ削減が課題となっており、分別の徹底をお願いし、ごみの減量化対策を講じる必要があります。

## 2 ごみ排出量の推移

本市における家庭から排出されるごみの量(可燃・不燃ごみ、資源物の総量)の推移は表2-4-1のとおりであり、わずかではありますが減少傾向にあります。

市民1人1日当たりの排出量は、令和元年度の実績において「462g/日」となっています。

表 2-4-1 家庭系ごみ排出量の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
人口(人)	99,473	99,165	98,770	98,417	98,226	98,090	97,831	97,613
可燃ごみ(t)	13,558	13,505	13,605	13,408	13,378	13,429	13,233	13,380
不燃ごみ(t)	495	510	554	504	538	520	552	460
資源物(t)	5,560	4,785	4,230	3,897	3,299	2,944	2,675	2,595
粗大ごみ(t)	46	56	62	36	32	33	22	17
家庭系ごみ排出量計(t)	19,659	18,856	18,451	17,845	17,247	16,926	16,482	16,452

1人1日当たり(g)	549.7	521.0	511.8	496.8	481.1	472.8	461.6	461.8
旧計画の推計値(t)	19,305	19,137	18,970	18,805	18,642	18,479	18,319	18,159

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

\*不燃ごみはガラス・陶器類及び金物類の数量

一方、事業系ごみ排出量は(可燃・不燃ごみ、資源物の総量)の推移は表 2-4-2 のとおりであり、年々増加傾向にあります。令和元年度の排出量は 11,677tとなっています。

表 2-4-2 事業系一般ごみ排出量の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
可燃ごみ(t)	9,593	9,426	10,018	10,616	10,859	11,088	11,162	11,549
不燃ごみ(t)	94	89	84	64	66	64	81	74
資源物(t)	85	66	62	57	55	51	44	54
事業系ごみ排出量(t)	9,772	9,581	10,164	10,737	10,980	11,203	11,287	11,677
旧計画の推計値(t)	8,991	8,886	8,782	8,679	8,577	8,477	8,378	8,180

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

表 2-4-3 合計ごみ排出量の推移(家庭系+事業系)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
人口(人)	97,980	99,165	98,770	98,417	98,226	98,090	97,831	97,613
可燃ごみ(t)	23,151	22,931	23,623	24,024	24,237	24,517	24,395	24,929
不燃ごみ(t)	589	599	638	568	604	584	633	534
資源物(t)	5,645	4,851	4,292	3,954	3,354	2,995	2,719	2,649
粗大ごみ(t)	46	56	62	36	32	33	22	17
ごみ排出量(t)	29,431	28,437	28,615	28,582	28,227	28,129	27,769	28,129
1人1日当たり(g)	823	786	794	793	787	786	778	790
旧計画の推計値(t)	28,296	28,023	27,752	27,484	27,219	26,956	26,697	26,439

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

\*不燃ごみはガラス・陶器類及び金物類の数量。

### 3 家庭系ごみの組成

家庭系ごみの組成分析結果は図 2-4-1 のとおりです。

主なものは厨芥類(野菜くずや食べ物の残りなどのごみ)38%、リサイクル不可能な紙類 28%、リサイクル可能な紙類7%となっており、紙類と厨芥類で全体ごみの 73%を占めています。

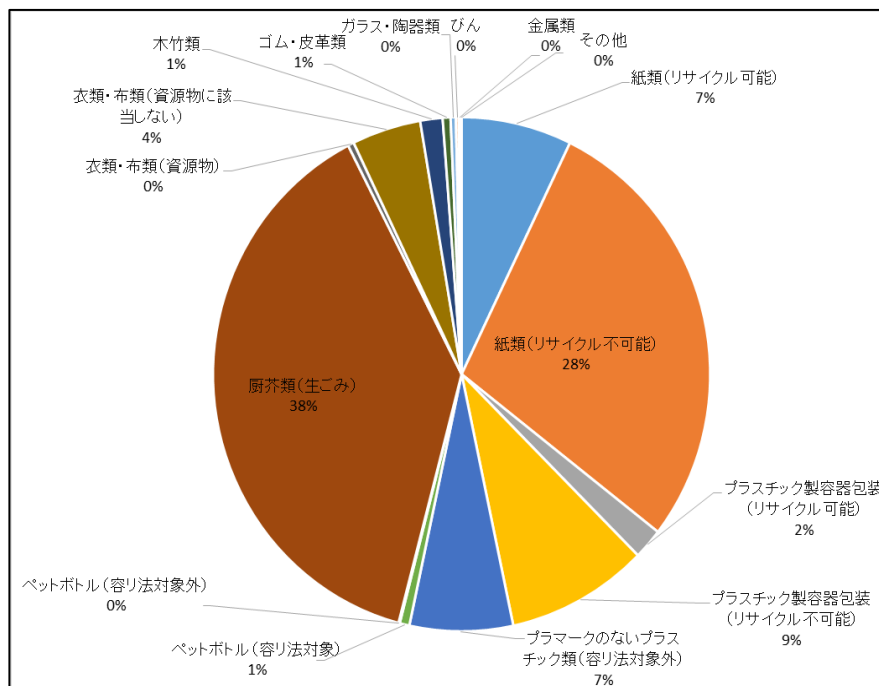


図 2-4-1 家庭系ごみの組成分析結果

※出典: 可燃ごみサンプルの比重試験結果(令和2年9月実施)

※小数点以下四捨五入

表 2-4-4 家庭系ごみの組成調査結果内訳

家庭系	紙類 (リサイクル 可能)	紙類 (リサイクル 不可能)	プラスチック 製容器包装 (リサイクル 可能)	プラスチック 製容器包装 (リサイクル 不可能)	プラマークの ないプラスチ ック類 (容リ法対象外)	ペットボトル (容リ法対 象)	ペットボトル (容リ法対象 外)	厨芥類 (生ごみ)
排出量 (kg)	28.71	113.24	7.77	36.83	26.84	2.51	0.33	153.39

衣類・布類 (資源物)	衣類・布類 (資源物に 該当しない)	木竹類	ゴム・ 皮革類	ガラス・ 陶器類	びん	金属類	その他	合計
1.57	17.92	5.81	2.04	1.37	0.75	0.6	0.11	399.79

## 4 事業系一般ごみの組成

事業系一般ごみの組成分析結果は、図 2-4-2 のとおりです。

主なものは厨芥類(野菜くずや食べ物の残りなどのごみ) 51%、リサイクル不可能な紙類 18%、リサイクル可能な紙類7%となっており、紙類と厨芥類で全体ごみの 76%を占めています。

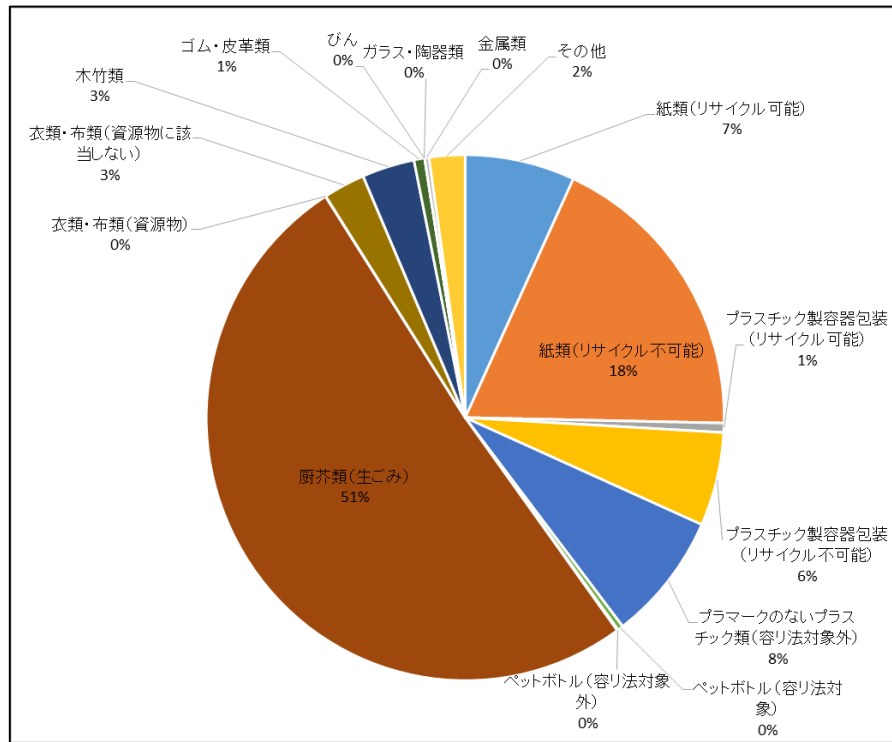


図 2-4-2 事業系一般ごみの組成分析結果

※出典: 可燃ごみサンプルの比重試験結果(令和2年9月実施)

※小数点以下四捨五入

表 2-4-5 事業系一般ごみの組成調査結果内訳

事業系	紙類 (リサイクル 可能)	紙類 (リサイクル 不可能)	プラスチック 製容器包装 (リサイクル 可能)	プラスチック 製容器包装 (リサイクル 不可能)	プラマークの ないプラスチ ック類 (容リ法対象外)	ペットボトル (容リ法対 象)	ペットボトル (容リ法対象 外)	厨芥類 (生ごみ)
排出量 (kg)	12.13	32.65	1.02	10.19	14.02	0.62	0.12	90

衣類・布類 (資源物)	衣類・布類 (資源物に 該当しない)	木竹類	ゴム・ 皮革類	ガラス・ 陶器類	びん	金属類	その他	合計
0.04	4.59	5.8	1.19	0	0	0.48	3.95	176.8



## 5 リサイクル率

表 2-4-6 リサイクル率の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
リサイクル率	28.3	25.4	22.9	21.8	19.1	17.3	16.2	15.8

リサイクル率＝資源物量/家庭系ごみ量(可燃ごみ＋不燃ごみ＋資源物＋粗大ごみ)\*100

※第1期計画策定の際に用いた独自の計算方法による数値であり、一般廃棄物処理実態調査の数値とは合致しない。

## 6 国の計画について

第1期計画策定時に用いた国の目標値は表 2-4-7 のとおりです。

表 2-4-7 第1期計画策定時に用いた国の目標値

区 分	年 度	目 標 値
1人1日当たりのごみの排出量 (下段は資源物を含む家庭系ごみ)	H27 年度	528g/人・日 —
リサイクル率	H27 年度	25.0%
事業系ごみ排出量 平成 21 年度から平成 27 年度削減率	H27 年度	12.0%減

## 7 県の計画について

第1期計画策定時に用いた県の目標値は表 2-4-8 のとおりです。

表 2-4-8 第1期計画策定時に用いた県の目標値

区 分	年 度	目 標 値
1人1日当たりのごみの排出量 (下段は資源物を含む家庭系ごみ)	H27 年度	413g/人・日 590g/人・日
リサイクル率	H27 年度	30.0%
事業系ごみ排出量 平成 21 年度から平成 27 年度削減率	H27 年度	13.7%減

## 8 計画の進捗状況

第1期計画における数値目標の達成状況は、次のとおりです。

### (1) 家庭系ごみ排出量

令和元年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値と実績値は表2-4-9のとおりです。

表2-4-9 家庭系ごみ排出量の目標達成状況

令和2年度目標値	令和元年度実績値	目標達成度
484g/人・日	462g/人・日	達成見込

### (2) リサイクル率

令和元年度のリサイクル率の目標値と実績値は表2-4-10のとおりです。

表2-4-10 リサイクル率の目標達成状況

令和2年度目標値	令和元年度実績値	目標達成度
31.3%	15.8%	達成困難

### (3) 事業系可燃ごみの排出量

令和元年度の事業系可燃ごみの排出量の目標値と実績値は表2-4-11のとおりです。

表2-4-11 事業系可燃ごみの排出量の目標達成状況

令和2年度目標値	令和元年度実績値	目標達成度
7,451t	11,549t	達成困難

## 9 施策の進捗状況及び課題

### (1) 家庭系ごみの排出

ごみ減量化推進事業として分別方法の周知、ごみの減量化の促進に努めました。

- ・家庭用資源物・ごみ出し方の手引き」の作成
- ・資源物・ごみ分別促進アプリケーション「さんあ〜る」による分別などのお知らせの配信
- ・緑のリサイクル事業による家庭から出る剪定枝の資源化
- ・生ごみ処理機器等購入費補助金

第1期計画では排出量の目標値を達成することができる見込みですが、分別・減量化をさらに進めるため、継続した周知をしていくことが必要です。

### (2) リサイクル率

本市の集積場所及び各リサイクルセンターで回収している資源物のリサイクル率は減少していますが、国のペットボトル、スチール缶、アルミ缶、古紙類等のリサイクル率は80～90%台で推移していることから、本市における資源化が進んでいないとは判断できません。引き続きリサイクルの推進に向けて周知を継続していくことが必要です。

### (3) 事業系ごみの排出

年々事業系ごみ、とりわけ可燃ごみは増加してきています。リサイクルできるものはリサイクルしてもらうことを周知しながら、ごみの減量を進めていく必要があります。

このため、令和2年1月に作成した「事業系ごみ減量化・適正処理の手引き」に基づき、①食品廃棄物等の生ごみは、飼料化等の再資源化を行うリサイクル業者への委託や、生ごみ処理機や生ごみ処理容器による堆肥化などを通して再資源化を行うよう、また、②新聞紙、段ボール、雑誌等の紙類は、リサイクルセンターへの持ち込みなどを通して再資源化を進めるため、事業者に向けて周知を行っていく必要があります。

## V 生活排水処理基本計画

### 1 第1期計画の総括

#### (1) 生活排水処理の具体的施策

表 2-5-1 生活排水処理の具体的施策

① 下水道による処理
② 農業集落排水施設による処理
③ 合併処理浄化槽による処理
④ 穂高広域施設組合(穂高クリーンセンター)での処理

#### (2) 生活排水の状況

合併以前は各町村の主導により、家庭雑排水簡易浄化槽や合併処理浄化槽の整備を行い、終末排水は河川放流が主流でした。しかし、平成元年頃に河川の水質汚濁がひどくなり、その主な原因は家庭雑排水等一般生活排水が主な原因と考えられ、従来から整備してきた家庭雑排水簡易浄化槽や合併処理浄化槽の整備だけでなく、生活排水をまとめて集合処理する施設の整備が急務となってきました。

これを受け、本市では平成3年度から下水道事業や農業集落排水事業による汚水処理区域を定めて整備を行ってきました。また、下水道区域以外は合併処理浄化槽による汚水処理としました。これにより、従来汚れが目立っていた河川の水質が改善に転じています。

## 2 し尿・浄化槽汚泥等の処理量の推移

表 2-5-2 生活排水処理率及び処理形態別内訳

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
生活排水処理率	88.43%	81.91%	82.83%	83.06%	83.94%	84.86%	85.48%
1 計画処理区域内人口(全市人口)	98,959	98,425	98,255	98,014	98,073	97,581	97,368
2 水洗化・生活排水処理人口	87,509	80,621	81,386	81,413	82,322	82,805	83,226
(1)コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽人口 (合併浄化槽整備区域内)	7,957 (1,757)	7,859 (1,829)	7,717 (1,844)	7,237 (1,917)	7,026 (1,984)	7,004 (2,111)	6,873 (2,158)
(3)下水道人口	76,453	69,784	70,723	71,405	72,528	73,078	73,659
(4)農業集落排水人口	3,099	2,978	2,946	2,771	2,768	2,723	2,694
3 水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	1,070	1,070	1,037	2,871	2,529	2,450	2,289
4 非水洗化人口	9,088	7,640	6,885	5,428	6,385	6,017	5,941
(1)し尿収集人口	9,088	7,640	6,885	5,428	6,385	6,017	5,941
(2)自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0
6 その他(不明含む)	1,292	9,094	8,947	8,302	6,837	6,309	5,912

出典：生活排水処理状況調査等による（処理率は小数点以下第3位を四捨五入）

※生活排水処理率：水洗化・生活排水処理人口÷計画処理区域内人口

※コミュニティプラント：集合住宅や団地の汚水を集合処理する施設。

※合併処理浄化槽：し尿（トイレ汚水）と生活排水（炊事・洗濯・入浴等日常生活に伴って排出される汚水）を併せて処理する浄化槽。し尿のみを処理する浄化槽は「単独処理浄化槽」。

※下水道：下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体。2つ以上の市町村で実施され、処理場や幹線管渠を都道府県が管理するものが「流域下水道」、主として市街地の下水を排除・処理するものが「公共下水道」、市街化区域外の地域で、計画人口 1,000～10,000 人の下水を排除・処理するものが「特定環境保全公共下水道」。

※農業集落排水：農業振興地域内の集落のし尿と生活雑排水を併せて処理する施設であり、法的には浄化槽（合併処理浄化槽）に位置づけられます。

## 3 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、本市が許可した業者が行っています。

また、明科地域の農業集落排水施設（4か所）の汚泥は穂高クリーンセンターへ、流域関連公共下水道事業整備地区の汚水は、流域下水道終末処理場で、明科地域の公共下水道整備地区の汚水は、終末処理場（明科浄化センター）で処理し、処理に伴い発生する汚泥は、脱水処理後、民間会社に委託し最終処理を行い再資源化を行っ

ています。

本市の浄化槽及び農業集落排水汚泥を含む、し尿・浄化槽汚泥等の処理量の推移は表 2-5-3 のとおりであり、令和元年度は 11,479kl 処理しています。

表 2-5-3 し尿・浄化槽汚泥等の排出量の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
し尿(kℓ)	11,991	11,060	9,685	8,800	8,177	7,537	6,961	6,575
浄化槽汚泥(kℓ)	3,906	3,803	3,702	4,077	3,961	3,811	3,647	3,606
農業集落排水汚泥(kℓ)	2,404	1,886	1,178	1,320	1,347	1,320	1,263	1,298

出典：穂高広域施設組合ホームページ(小数点以下切り上げ)

#### 4 し尿処理施設の状況

本市のし尿処理施設である穂高クリーンセンターは、昭和37年に建設し、その後平成3年に1日185klの処理能力の新施設が建設されましたが、下水道整備や合併処理浄化槽の普及により搬入量が減少、搬入物の性状も変化し、施設稼働当初の計画と大きく異なってきたため、平成21年度に設備の更新や処理量に見合った処理能力1日78klとする施設整備を行いました。

#### 5 公共下水道の状況

流域関連公共下水道事業について、豊科、穂高、三郷、堀金地域の整備は平成30年度に全てが完了し、このため現時点では、適切な維持管理により管渠の機能維持に努め、施設の延命化を図っています。

明科地域の単独公共下水道についても整備は完了し、現在は民間委託により適正な維持管理に努めています。

また、水洗化人口については、下水道への接続を推進したことにより増加傾向にあります。

#### 6 農業集落排水施設の状況

明科地域に点在している4つの農業集落排水施設について、現在民間委託により適正な維持管理に努めています。

また、水洗化人口については、農業集落排水事業地域の人口減少により、減少傾向にあります。

## 7 合併処理浄化槽の状況

豊科地域の一部に設置されている市町村設置型合併浄化槽については、適正な維持管理に努めており、水洗化率は100%と状況に変化はありません。

なお、個人が設置した本市の浄化槽設置基数は、令和元年度末において合併浄化槽2,690基、単独浄化槽1,135基であり、処理後の排水は河川放流あるいは地下浸透されています。

## 8 生活雑排水処理の状況

安曇野の美しい川の流れを守るため、合併以前から合併前各町村の条例等により、家庭用雑排水簡易浄化槽の設置を推奨してきました。合併後も公共下水道未整備地区等においては、簡易浄化槽の設置をし、雑排水汚泥の定期的な清掃をお願いしています。

本市における雑排水の収集運搬は、本市が許可した業者が行っています。令和元年度末における雑排水処理量は2,874klであり、穂高にある安曇野市生活雑排水浄化処理場で処理をしています。

表 2-5-4 生活雑排水の排出量の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
全地域(kl)	4,098	3,819	3,597	3,575	3,362	3,289	3,011	2,874

小数点以下四捨五入

## 9 生活雑排水処理施設の状況

本市の生活雑排水処理施設である安曇野市生活雑排水浄化処理場は、昭和54年に建設され、生活雑排水浄化槽内の汚水、汚泥等の処理と堆肥化の施設として稼働してきましたが、下水道整備や合併処理浄化槽の普及により搬入量が減少したため、平成21年度からは汚水を希釈し公共下水道に流入させる方法で処理しています。

## 10 生活排水処理計画の進捗状況

令和2年度の生活排水処理率の目標値と令和元年度の実績値は次のとおりです。

表 2-5-5 生活排水処理率の目標達成状況

令和2年度目標値	令和元年度実績値	目標達成度
93.6%	85.48%	達成困難

## 11 施策の進捗状況及び課題

### (1) 下水道による処理

第1期計画では、計画的に下水道の整備を進め、下水道に早期に接続するよう啓発、指導を行うなど施策を進めてきました。

流域関連公共下水道整備事業については、平成30年度に全て整備が完了しましたが、これから施設の更新需要も、特定の時期に集中して到来することが想定されます。

また、水洗化人口については、下水道への接続促進のため補助制度の創設、啓発を推進したことにより増加傾向にあります。

明科地域の単独公共下水道については、処理場の機械電気設備が法定耐用年数を迎えることから、今後は修繕費や更新費用の増加が見込まれます。更に、明科地域は人口減少率も高く、汚水処理量、水洗化人口も減少傾向にあります。

### (2) 農業集落排水施設による処理

第1期計画では、排水設備へ早期に接続するよう啓発、指導を行うなど施策を進めてきましたが、農業集落排水事業地域の水洗化率は高い水準となっており、今後新たな接続は見込めず、更に人口減少が続いており水洗化人口は減少となります。

### (3) 合併処理浄化槽による処理

合併処理浄化槽整備事業は、設置者に義務付けられている検査や清掃が適正に行われていない現状があり、検査、清掃が100%行われるよう指導を徹底する必要があります。

また、浄化槽の中には単独処理浄化槽や家庭用簡易浄化槽も多く、早急に下水道、農業集落排水又は合併処理浄化槽への転換及び適正な管理・清掃に関し、よ



り一層周知・啓発を行う必要があります。

#### (4) 穂高広域施設組合での処理

安定して安全に処理が継続できるよう、穂高広域施設組合が行う施設整備に対して協力する必要があります。

### IV 施設の現状と課題

#### 1 リサイクルセンター

##### (1) リサイクルセンターの現状

リサイクルセンターでは、ごみの減量化及び資源化を推進し、市民が持ち込む資源物の受け入れを行っています。

現在、豊科、穂高、明科地域に設置されており、利用者は年々増加しています。令和元年度は約 50,000 人が利用し、約 570t の資源物を持ち込んでいます。

※ 本市のリサイクルセンターは、早朝からの出勤等の理由により資源物を地域の指定集積所に出せない市民に対する利便性を向上させるため、土・日曜日を中心に市民が持ち込む資源物の受け入れを行っている施設です。

表 2-6-1 リサイクルセンター利用状況

豊科リサイクルセンター(受入日:毎週土・日、第2・第4水曜日)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
受入量(t)	487.76	440.66	417.60	362.30	293.84	286.53	264.61	271.28
利用者(人)	18,468	17,379	17,541	17,642	17,132	17,362	18,195	20,282
開場日数(日)	100	99	100	126	126	127	127	126

穂高リサイクルセンター(受入日:毎週土・日曜日)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
受入量(t)	417.08	359.36	303.92	310.77	254.89	228.42	205.26	213.21
利用者(人)	20,003	19,442	18,498	20,305	17,791	19,389	21,279	25,801
開場日数(日)	50	50	48	90	90	91	91	102

明科リサイクルセンター(受入日:第1・第3土・日曜日)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
受入量(t)	148.22	149.28	120.96	124.92	97.79	101.47	88.39	87.83
利用者(人)	4,361	4,544	4,295	4,300	4,052	3,921	3,936	3,981
開場日数(日)	48	44	48	48	48	46	48	48

## (2) リサイクルセンターの課題

リサイクル推進の拠点施設として、リサイクルセンターの役割の周知と定着に向けての取り組みを推進し、利用者・資源物の回収拡大を図っていく必要があります。

## 2 中間処理施設

### (1) 中間処理施設の現状

本市を含む6市町村で組織する穂高広域施設組合で運営している家庭ごみの中間処理施設である穂高クリーンセンターは、老朽化した旧施設(平成6年9月竣工)から令和3年2月に竣工した新焼却施設による焼却が始まりました。

旧施設では 150t/16h(50t/16h×3炉)の処理能力がありましたが、新施設では焼却ごみの減少を見込み、120t/24h(60t×24h/×2炉)の処理能力となっています。

また、不燃物処理施設については3t/日の処理能力がある施設を有しております。

表 2-6-2 穂高クリーンセンターにおけるごみ処理の状況(加入6市町村の合計(事業系含む))

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
可燃ごみ	30,988	30,645	31,554	32,118	32,078	32,292	31,939	32,555
不燃ごみ	366	343	324	294	274	258	262	263

※穂高広域施設組合ホームページから引用(不燃ごみに廃乾電池及び廃蛍光管は含まない。)

※可燃ごみには隣接するし尿処理施設で発生する「し渣(固体のごみ。紙、髪、繊維類、食糧残さのこと)」及び「脱水汚泥」の焼却も含む。

### (2) 中間処理施設の課題

令和3年に新ごみ処理施設が稼働したことから、今後も適正かつ安定的な処理、最終処分量の最少化、エネルギー回収の推進、環境負担の低減等整備のあり方、不燃ごみや粗大ごみの処理等の対応をしていく必要があります。

## 3 最終処分場

### (1) 最終処分場の現状

本市には、三郷一般廃棄物最終処分場と小岩岳不燃物処理場があります。

三郷一般廃棄物最終処分場は、平成9年に建設され、埋立容量は23,000 m<sup>3</sup>で、市内全域で排出された、ガラス・陶器類、灰を令和4年9月30日までの期限で埋立処分をしています。

小岩岳不燃物処理場は昭和63年に建設され、埋立容量は11,750 m<sup>3</sup>で、市内全地

域より排出された、瓦、ブロック、土砂等を令和4年度末までの期限で埋立処分しています。

最終処分量の推移は表 2-6-3 のとおりです。

また、本市の中間処理施設である穂高広域施設組合は、独自の最終処分場を所有していないため、穂高クリーンセンターの中間処理に伴い発生する焼却灰等の最終処分は、全て民間へ委託し行っています。

表 2-6-3 最終処分量の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
三郷一般廃棄物最終処分場(t)	377	383	385	375	345	358	357	344
小岩岳不燃物処理場(t)	22	22	68	42	111	85	108	41

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

## (2) 最終処分場の課題

三郷一般廃棄物最終処分場は、令和4年9月 30 日で埋立処分が終了となることから、10 月以降の処分は穂高クリーンセンターにおいて処理をすることになります。

小岩岳不燃物処理場については、令和4年度末の期限満了後の対応について検討する必要があります。

また、本市の中間処理施設である穂高広域施設組合の焼却灰等の最終処分については、穂高広域施設組合が平成 28 年3月に策定しました一般廃棄物処理基本計画に「自ら出したごみは自ら処理処分する自区内処理を原則とし、管内において最終処分場を確保することを基本とする。」と記載されているため、管理市として組合と連携していきます。

## 第3章 ごみの将来見込み、目標

### I 人口の見通し

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」によると平成22年をピークに減少に転じ、この基本計画の最終年度である令和12年(2030年)には87,326人になる見込みです。

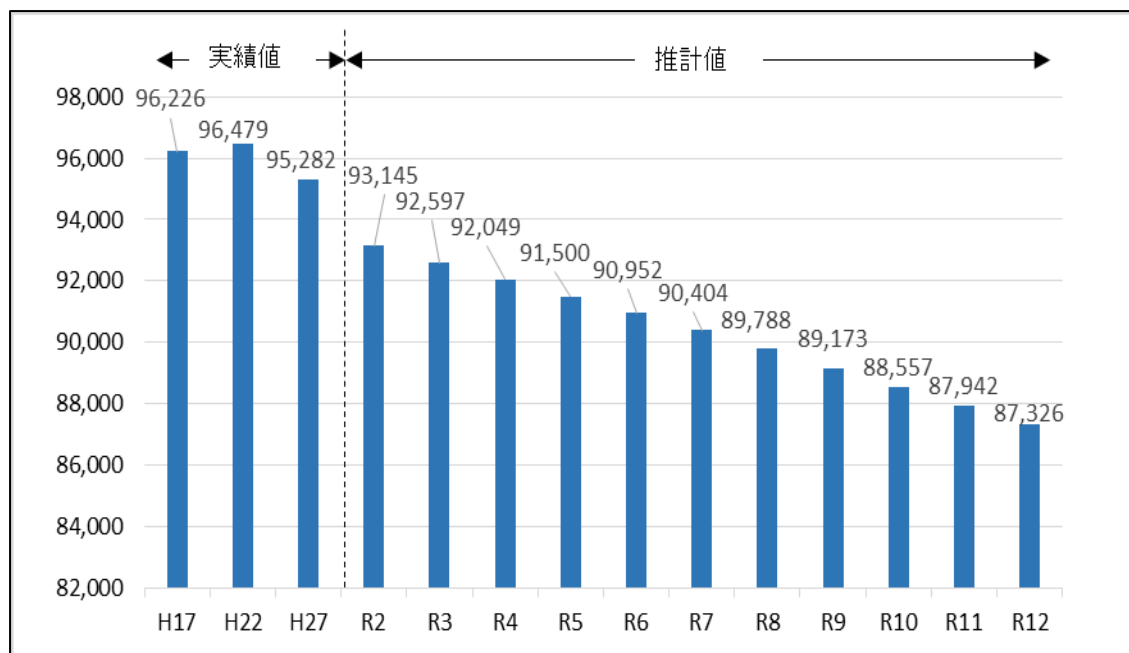


図 3-1-1 人口の見通し

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」に準拠した国提供のワークシートに示された推計値(「安曇野市人口ビジョン(第2版)(令和2年3月)」)を基に廃棄物対策課が推計

### II 家庭系ごみ排出量の推計・目標値

#### 1 家庭系ごみ排出量の推計値

平成17年の合併以降、合併以前の各町村が展開してきたごみ減量化、資源化の取り組みを継承し実施してきました。このような施策に対する市民の理解と協力により、ごみ排出量はわずかな増減を繰り返しながら、全体としては減少傾向を示しています。

しかし、近年の実績からすると資源物の収集量が激減しており、これを含めたものを「家庭系ごみ排出量」ととらえることは、本市におけるごみの排出量の実態を適切に反映しているとはいえないことから、今期計画においては「家庭系ごみ排出量」には資源物を含めないこととします。

令和2年度以降の家庭系ごみ排出量の推計にあたっては、平成24年度から令和元

年度までの平均変化率を使用しました。

これにより、令和元年度実績 13,857tを基準に、年 0.25%ずつ減少していったと推計すると、令和 12 年度末の家庭系ごみの排出量は 13,475tとなります。

表 3-2-1 家庭系ごみ排出量の実績※資源物を含まない

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
排出量(t)	14,099	14,071	14,221	13,948	13,948	13,982	13,807	13,857

表 3-2-2 家庭系ごみ排出量の推計(小数点以下切り捨て)※資源物を含まない

	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
排出量(t)	13,807	13,857	13,822	13,787	13,752	13,717	13,682	13,647	13,612	13,577	13,543	13,509	13,475

※平均変化率の算出

$$\{13,857\text{t(令和元年度実績)}/14,099\text{t(平成 24 年度実績)}\} * 100 \approx 98.28\%$$

$$(100\% - 98.28\%) / 7\text{年} \approx 0.25\%$$

また、組成調査の結果からも分かるとおり、ごみとして排出されているリサイクル可能な紙類、プラスチック類は合計で9%と資源物との分別は進んできていますが、食品廃棄物等である厨芥類が 38%と高い数値を示しており、生ごみの減量化・資源化と併せて食品ロス対策をとることが必要と考えられます。

## 2 家庭系ごみ排出量の目標値

ごみ排出量に係る指標を「総量」で設定すると、一人ひとりが努力してごみ排出量を減らしても、人口が増える場合には「総量」は増加することがあります。

このため、ごみ排出量に係る指標は、「年度単位でのごみ排出総量」とするよりも、「1人1日当たりのごみ排出量」とする方が理解しやすく、一人ひとりの努力の度合いを表しやすいことから「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」とします。

平成 24 年度から令和元年度までの平均変化率による家庭系ごみ排出量の推計及び人口の推計より「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を推計すると、人口減少のペースが家庭系ごみ排出量減少のペースを上回るため、年々増加し続け、令和 12 年度末の推計値は「422g/人・日」となります。

表 3-2-3 市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推計 (小数点以下切り捨て) ※資源物を含まない

	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
排出量(t)	13,807	13,857	13,822	13,787	13,752	13,717	13,682	13,647	13,612	13,577	13,543	13,509	13,475
人口(人)	97,831	97,613	97,297	92,597	92,049	91,500	90,952	90,404	89,788	89,173	88,557	87,942	87,326
1人1日当たり (g/人・日)	386	388	389	407	409	410	412	413	415	417	419	420	422

令和 12 年度の目標値の設定については、令和7年度時点の国の目標値が「440g/人・日」、県の目標値が「406g/人・日」であり、本市における令和元年度の排出量が「388g/人・日」とすでに県の目標値を下回っていることに鑑み、県の削減目標値より年平均変化率を求め、目標値を設定します。

これを求めると年 0.8%の減少率となるため、令和元年度実績値を基準に最終年度である令和 12 年度の推計値を求めると「351g/人・日」となります。

可燃ごみの中には、水分を多く含む食品廃棄物等が多く含まれている現状があること、また、食品ロス削減の周知を行い、更なるごみの発生抑制の推進及び分別の徹底への協力を呼びかけることで、十分に達成できると見込めることから、この推計値を令和 12 年度の目標値とします。

※平均変化率の算出(県の削減目標値)  
 $\{413\text{g(平成 30 年度実績)}/390\text{g(令和7年度目標値)}\} * 100 \approx 94.43\%$   
 $(94.43\% - 100\%) / 7\text{年} \approx 0.8\%$

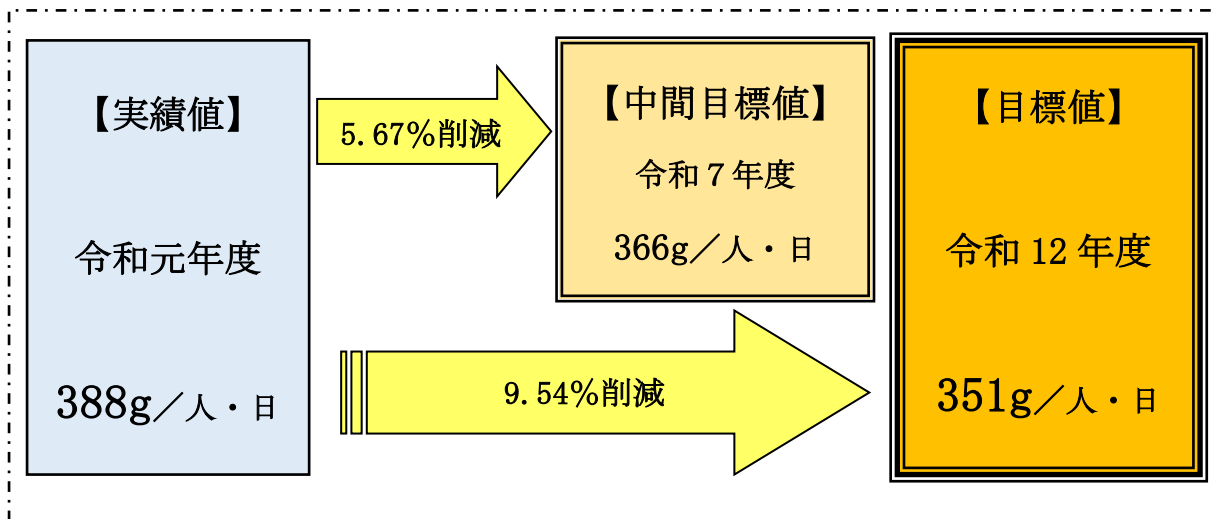


図 3-2-1 家庭系ごみ排出量の目標値

表 3-2-4 年間 0.8%の割合で削減した場合の推計値(小数点以下切り捨て)※資源物を含まない

	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1人1日当たり (g/人・日)	386	388	384	380	376	372	369	366	363	360	357	354	351

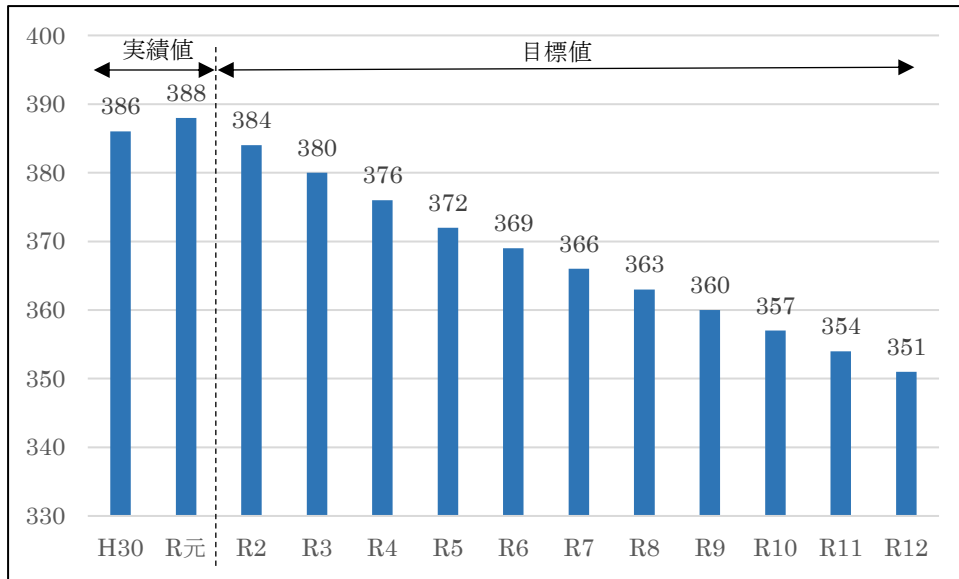


図 3-2-2 家庭系 1 人 1 日当たりのごみ排出量の実績値及び目標値

### 3 国・県・本市の目標値の比較（令和7年度時点）

表 3-2-4 令和7年度時点の国・県・本市の目標値の比較

区 分	国の目標値	県の目標値	本市の目標値	備 考
1人1日当たりの資源物を除く家庭系ごみ排出量	440g	406g	366g	国・県の計画は令和7年度まで

## Ⅲ リサイクル率の目標値

循環型社会を実現するためには、排出されたごみ及び資源物について可能な限り再使用又は再生利用を行うことが必要です。本市では、資源回収品目・収集方法の統一を図り、資源物の回収について一定の成果を上げてきました。

しかし、本市の集積場所及びリサイクルセンターで回収している資源物の量は年々減少し、令和元年度のリサイクル率は15.8%となっています。

一方で、ガラス瓶やスチール缶、アルミ缶、ペットボトル等の各リサイクル協会等が報告している国全体のリサイクル率はここ数年80～90%台で推移しており、本市においても住民のリサイクル意識は浸透しているものと考えられます。

リサイクル率については、民間事業者が店頭や私有地等で行う資源物回収における収集量が厳密に把握できないため、本市としての目標値は定めないものとしませんが、資源物が出しやすい環境が整い、官民一体となった資源回収が進むことで循環型社会の実現ができるよう、施策の推進や広報等による周知の取り組みは引き続き推進していくものとしします。



## IV 事業系可燃ごみ排出量の推計・目標値

### 1 事業系可燃ごみ排出量の推計値

事業系ごみは近年、増加傾向にあります。事業系ごみについては、市内事業所数の増減など、経済状況による外的な要因の影響を受けやすい傾向にありますが、紙類や食品廃棄物等の資源化可能物も多く含まれている状況もあることから、分別の徹底によるごみの減量化・資源化の強化を図っていきます。

平成 30 年度から令和元年度の増加率(3.46%)で排出量が増加し続けた場合、令和 12 年度の推計値は 16,795t となります。

表 3-4-1 事業系可燃ごみ排出量が年間 3.46%の割合で増加した場合の推計値

	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
可燃ごみ (t)	11,162	11,549	11,949	12,363	12,791	13,234	13,692	14,166	14,657	15,165	15,690	16,233	16,795

また、組成調査の結果からも分かるとおり、リサイクル可能な紙類・プラスチック類は 8%と資源物との分別は進んできていますが、食品廃棄物等である厨芥類が 51%と高い数値を示しており、生ごみの減量化・資源化と併せて食品ロス対策をとることが必要となります。

### 2 事業系可燃ごみ排出量の目標値

平成 25 年度から事業系可燃ごみの排出量は増加してきています。

令和元年度の実績値が 11,549tとなっていることから、これ以上の増加を避ける必要があります。

穂高広域施設組合の事業系可燃ごみの排出量の予測によると、令和7年度は 12,418 tとされています。令和元年度の排出量の合計が 14,717tであるため、15.62%(年 2.6%)の削減を予測しています。また、令和8年度以降は 3.0%(年 0.6%)の削減を予測しています。

本市として、この削減率を基準に予測をした場合、令和7年までは年「2.6%」、令和 12 年までは年「0.6%」の割合で減少していったと推計すると、令和 12 年度の事業系可燃ごみの排出量は「9,509t」となります。

可燃ごみの中には、水分を多く含む食品廃棄物等が多く含まれている現状があること、また、食品ロス削減の周知を行い、更なるごみの発生抑制の推進及び分別の徹底への協力を呼びかけることで、十分に達成できると見込めることから、この推計値を令和 12 年度の目標値とします。



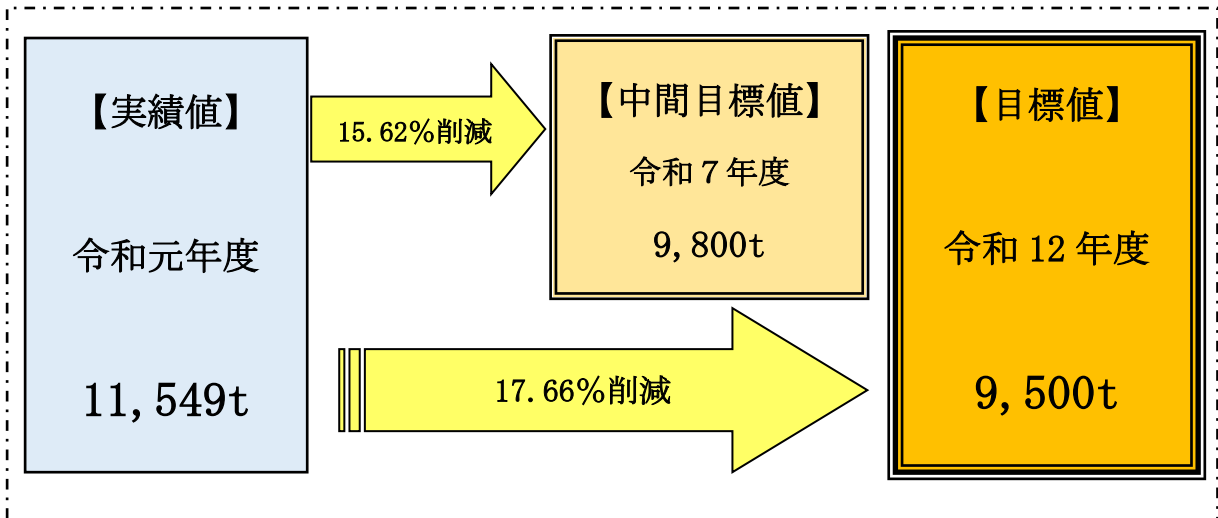


図 3-4-1 事業系可燃ごみ排出量の目標値

◇事業所規模によりごみ排出量の差が顕著であるため、事業所当たりではなく総量について目標値を設定しました。  
 ◇業種、規模によっては、すでに自社で厳しいごみ減量、資源化の目標を設定し取り組んでいる事業者もあるため、目標値は各事業者の目標値ではなく、市全体の目標値とします。

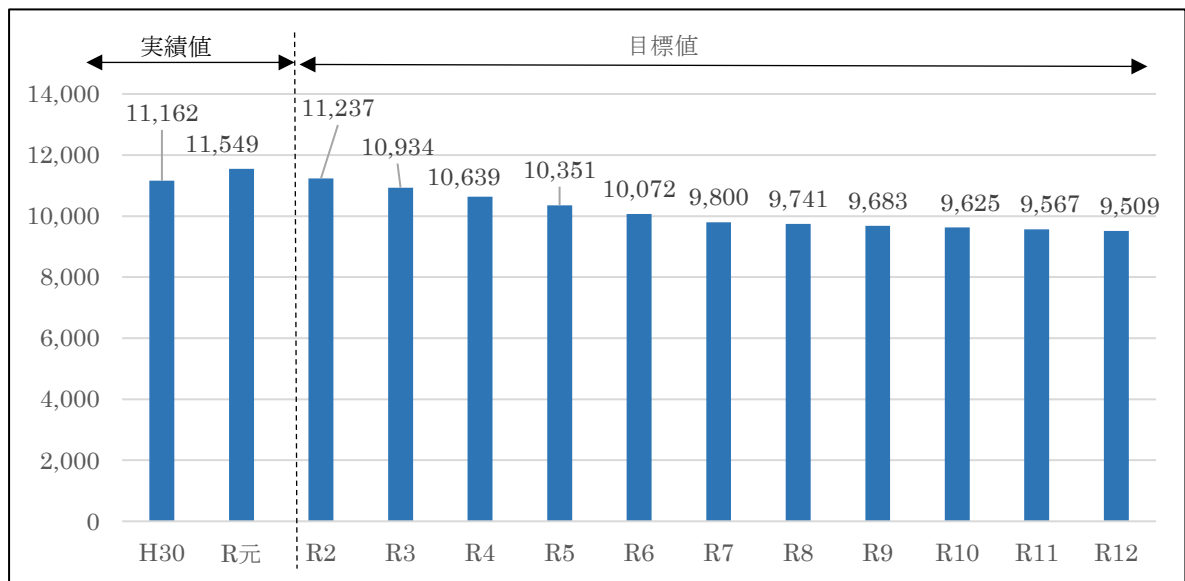


図 3-4-2 事業系可燃ごみ排出量の実績値及び目標値

表 3-4-2 穂高広域施設組合による事業系可燃ごみの排出量と本市の排出量の推計値

	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
穂高広域 全体	14,228	14,717	*1	12,681	12,615	12,550	12,484	12,418	12,353	12,287	12,221	12,115	12,090
本市 排出量	11,162	11,549	11,237	10,934	10,639	10,351	10,072	9,800	9,741	9,683	9,625	9,567	9,509

\*1 本計画策定時点で実績なし

※本市排出量の小数点以下四捨五入

※出典:穂高広域施設組合「新ごみ処理施設整備基本計画」(平成30年3月)

### 3 国・県・本市の目標値の比較 (令和7年度)

表 3-4-3 令和7年度時点の国・県・本市の目標値の比較

区分	国の目標値	県の目標値	本市の目標値	備考
排出量	約 11,000t (全国の排出量)	—	9,500t	国の計画は令和7年度まで

## V 生活排水処理の推計・目標値

### 1 生活排水処理の推計値

基本方針に沿って、生活環境の改善及び水環境の保全を目的に、地域の状況に合わせて水洗化を推進していくものとします。

平成30年度から令和元年度の各項目ごとの増加率又は減少率に人口減少率を乗じて算出した場合、令和12年度の生活排水処理率は「85.91%」と推計されます。

表 3-5-1 生活排水処理の推計値

区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
生活排水処理率	84.86%	85.48%	85.92%	85.92%	85.92%	85.92%	85.92%	85.92%	85.91%	85.91%	85.91%	85.91%	85.91%
1 計画処理区域内人口(全市人口)	97,581	97,368	93,145	92,597	92,049	91,500	90,952	90,404	89,788	89,173	88,557	87,942	87,326
2 水洗化・生活排水処理人口	82,805	83,226	80,027	79,556	79,085	78,613	78,142	77,671	77,141	76,612	76,082	75,553	75,023
(1)コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽人口 (合併浄化槽整備区域内)	7,004 (2,111)	6,873 (2,158)	6,452 (2,110)	6,414 (2,051)	6,376 (1,982)	6,338 (1,904)	6,300 (1,818)	6,262 (1,725)	6,219 (1,713)	6,176 (1,701)	6,133 (1,677)	6,090 (1,642)	6,047 (1,596)
(3)下水道人口	73,078	73,659	71,025	70,607	70,189	69,770	69,352	68,934	68,464	67,995	67,525	67,056	66,586
(4)農業集落排水人口	2,723	2,694	2,550	2,535	2,520	2,505	2,490	2,475	2,458	2,441	2,424	2,407	2,390
3 水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	2,450	2,289	2,046	2,034	2,022	2,010	1,998	1,986	1,972	1,958	1,944	1,930	1,916
4 非水洗化人口	6,017	5,941	5,612	5,579	5,546	5,513	5,480	5,447	5,410	5,373	5,336	5,299	5,262
(1)し尿収集人口	6,017	5,941	5,612	5,579	5,546	5,513	5,480	5,447	5,410	5,373	5,336	5,299	5,262
(2)自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 その他(不明含む)	6,309	5,912	5,460	5,428	5,396	5,364	5,332	5,300	5,265	5,230	5,195	5,160	5,125

## 2 生活排水処理の目標値

人口の減少もあるため、一概に言えませんが令和元年度の実績値と令和12年度の推計値が近似する算出結果となりました。

河川の水質改善のためにも生活排水処理率の向上は必要であることから、第1期計画において最終年度の目標値とした93.60%を令和12年度の目標値とします。

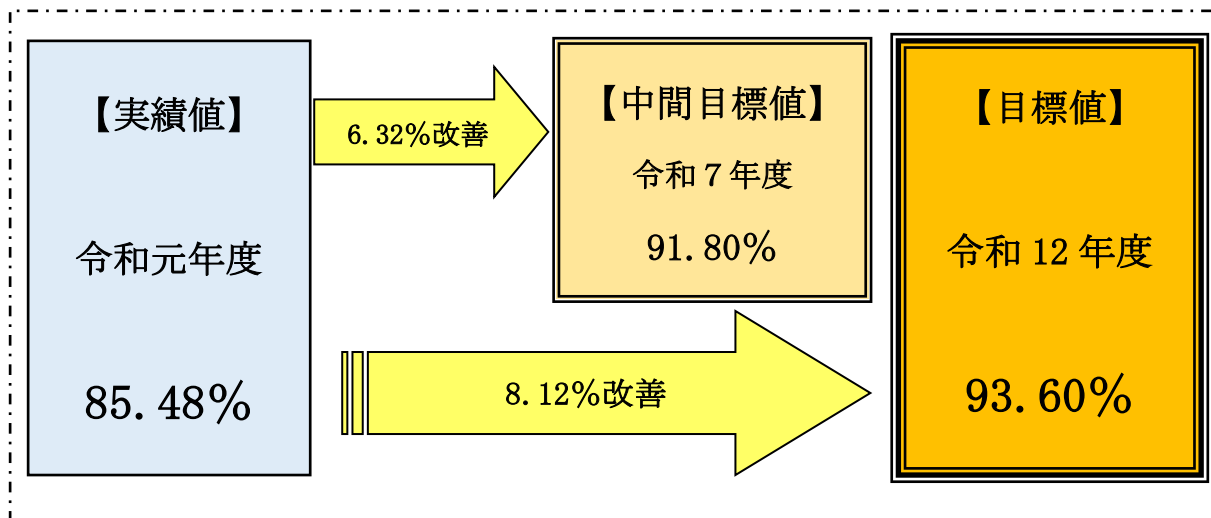


図 3-5-1 生活排水処理の目標値

◇下水道への接続、合併浄化槽の設置等、住民の負担が過大になることから、接続に積極的でない住民の方がいることも推測される。

## VI し尿・汚泥の処理計画

本市では、減少傾向にあるとはいえ、今後も相当量のし尿及び浄化槽汚泥の発生が見込まれるため、将来的なし尿及び浄化槽汚泥の処理計画が必要となります。

これらの状況を踏まえ、現行の収集運搬、処分、資源化の流れを維持しつつ、適正な処理を行います。

### 1 収集・運搬計画

#### (1) 収集・運搬計画

し尿、浄化槽汚泥(脱水汚泥は除く。)等を、迅速かつ衛生的に処理するため、収集体制の効率化、円滑化を図ります。また、本市が策定する収集計画に従い、計画的な収集を進めます。

#### (2) 収集範囲及び対象物

本市の全域を収集範囲とし、し尿及び浄化槽汚泥の全量及び農業集落排水施設汚泥、生活雑排水汚泥の全量を収集運搬の対象とします。なお、単独公共下水道施設(明科浄化センター)の脱水汚泥は、収集運搬の対象から除きます。

### (3) 収集・運搬の方法

収集運搬については、現収集運搬体制を維持しつつ、収集量の減少に伴い、収集運搬業者の集約を図っていきます。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、穂高クリーンセンターし尿処理施設へ搬入し、生活雑排水汚泥等は市生活雑排水処理場及び民間処理事業者へ搬入します。

収集運搬に当たっては、し尿や浄化槽汚泥等の発生源の異なるものをバキューム車に混載しないこととします。

## 2 中間処理計画

し尿や浄化槽汚泥等の中間処理については、処理対象物の量的、質的な変動に十分対応できる中間処理施設を整備し、適正処理を図るものとします。

## 3 最終処分計画

し尿や浄化槽汚泥等を中間処理した後の水は河川放流し、発生する廃棄物(脱水汚泥)については、穂高クリーンセンター焼却施設、または民間処理施設において処理します。

## 4 その他

本市は、河川等の公共用水域の浄化対策及び浄化槽の適正な維持管理等を推進するため、広報やパンフレット等により、浄化槽の使い方や維持管理の方法、保守点検や清掃及び検査の実施、合併処理浄化槽設置に対する補助金制度などに関する広報・啓発活動を積極的に行います。

### I ごみの更なる削減

#### 1 家庭系ごみの減量化・資源化

##### (1) 生ごみ・食品ロスの削減

本市の家庭から排出されるごみのうち、39%が生ごみとなっています。生ごみは水分を多く含んでおり、また、食べられるのに捨てられる食品ロスも多く排出されていることから、ごみの中でも多くを占める生ごみや食品ロスの削減について、取り組みを強化する必要があります。詳細は「第5章 食品ロス削減推進計画」に記載します。

##### (2) レジ袋・過剰包装等の削減

家庭ごみの中には、包装紙やスーパーのレジ袋等も排出されています。特にプラスチックについては海洋環境への影響が懸念されており、2020年7月からレジ袋が有料化されるなど、プラスチック類削減の機運が高まっています。

###### ●本市における具体的な取り組み

- ・マイバッグ、マイボトル等の利用促進
- ・レジ袋削減や簡易包装導入など、事業者への働きかけの強化
- ・不法投棄された廃プラスチック等の環境への影響に関する周知・啓発

##### (3) ごみの資源化の拡大

資源化を推進するため、適切なごみの分別を周知・啓発する必要があります。

また、更なる資源化の推進のため、リサイクルできる品目の拡大を図ります。

###### ●本市における具体的な取り組み

- ・「ごみ・資源物収集カレンダー」、「家庭用資源物・ごみ出し方の手引き」、資源物・ごみ分別促進アプリケーション「さんあ〜る」等による正しい分別方法等に関する周知・啓発
- ・事業者等と連携した新たな資源化に関する調査研究

#### (4) リユースの促進

近年、フリーマーケットやフリマアプリ、リサイクルショップなどの利用を通じて、物を大事に使用するという意識が高まっています。リユースの取り組みは、ごみの減量につながるだけでなく、資源や環境、自分のお財布にも優しい行動です。

##### ●本市における具体的な取り組み

- ・ 拠点回収した壊れた自転車を修理し、希望者への販売を行う
- ・ 各種イベントにおけるリユースの取り組みのPR
- ・ 民間団体等との連携によるリユース促進策の検討

#### (5) 3Rに関する情報発信や環境教育の推進

ごみの減量化・資源化に取り組むためには、様々な機会において3Rの重要性について発信することが必要となります。

特に、分別ルールに慣れていない転入者や外国人、集合住宅の住人などについては不動産会社等との連携などによりわかりやすい情報提供に努めます。

また、市民のごみ意識を向上させ、ライフスタイルの変化を促すためには、学校における環境教育を実施するとともに、子どもから大人まで環境やごみについて学習できる場や機会を設け、環境教育・環境学習の推進を図ります。

##### ●本市における具体的な取り組み

- ・ 「ごみ・資源物収集カレンダー」、「家庭用資源物・ごみ出し方の手引き」、資源物・ごみ分別促進アプリケーション「さんあ〜る」等による正しい分別方法等に関する周知・啓発
- ・ 外国語版「ごみ・資源物収集カレンダー」の作成・配布
- ・ 各地区環境部と連携した「出前型説明会」の開催
- ・ 市民団体、事業者団体等と連携したイベントや、広報紙・市ホームページにおける情報発信
- ・ リサイクルセンターにおける施設見学の受入
- ・ 穂高広域施設組合と連携した施設見学等による環境教育の推進
- ・ 小・中学校の要望に基づく環境学習のための講師派遣
- ・ 分別ルールが守られていないごみへの警告シールの貼付、個別指導
- ・ 転入者に対する分別ルールの周知徹底

## 2 事業系ごみの減量化・資源化

### (1) 生ごみ・食品ロスの削減

本市の事業系ごみのうち、51%が生ごみとなっています。家庭系ごみと同様、生ごみは水分を多く含んでおり、また、食べられるのに捨てられる食品ロスも多く排出されていることから、ごみの中でも多くを占める生ごみや食品ロスの削減について、取り組みを強化する必要があります。詳細は「第5章 食品ロス削減推進計画」に記載します。

### (2) ごみの資源化の拡大

事業系から排出される食品廃棄物等、木くずなどは多くが清掃工場に搬入され焼却処理されています。

さらなる資源化の拡大を図るため、資源化できる物の周知・啓発を行います。

#### ●本市における具体的な取り組み

- ・「事業系ごみ減量化・適正処理の手引き」に基づく資源化方法に関する周知啓発
- ・市有施設における分別・資源化の徹底等、市自らが率先して環境配慮への取り組みを推進
- ・資源化品目の拡大に関する研究
- ・取引事業者に対し資源化に関する働きかけを行うよう、一般廃棄物処理業者に依頼

### (3) 適正排出の推進

穂高クリーンセンターは一般廃棄物の処理施設であるため、原則産業廃棄物は処理できないことから、混入を防ぐ必要があります。また、資源物も混入していることから、搬入物の検査を行い適正処理を推進します。

また、市の指定集積場所に事業系ごみを投棄する事例もあることから、適正排出の指導を行います。

#### ●本市における具体的な取り組み

- ・「事業系ごみ減量化・適正処理の手引き」に基づく廃棄物に関する知識の周知啓発
- ・穂高広域施設組合と連携した搬入物検査
- ・多量排出事業者に対する減量化計画書の提出義務付けに関する検討

#### (4) 3Rに関する情報発信

事業者が3Rの取り組みを推進するためには、優良な事例や取り組みについて、積極的に情報を発信し、市民にも広く認知されることが重要であることから、これらに関する情報発信の体制を構築します。

●本市における具体的な取り組み

- ・資源物・ごみ分別促進アプリケーション「さんあ〜る」や市ホームページ等による情報発信の推進
- ・事業者の優良な取り組みの表彰
- ・環境に負荷のかからない商品等の開発に関する情報発信

## II 適正処理の推進

### 1 ごみの適正処理

#### (1) 収集運搬体制の確保

ごみ・資源物の収集及び運搬は、「排出されるごみ及び資源物を生活環境保全の観点から支障がないよう中間処理施設へ搬入するもの」として位置づけられます。

本市では、分別区分に基づき排出されるごみ及び資源物を対象に収集及び運搬を行うとともに、効率的で安全に遂行できる体制を構築するための調査・研究を行い、適正な収集運搬の運営に努めます。また、高齢化社会が進む中で、ごみ・資源物の排出方法を含めた収集運搬について検討し、改善をしていきます。

#### (2) 資源物収集の検討

資源物の資源化手法を検証し、本市に最も適した資源化の実施を目指します。

さらに、プラスチック製品は、海洋生物への影響が問題となっており、プラスチック製品そのものの利用削減の動きが、国内外で活発化してきていることから、プラスチック製品の代替え素材に転換する取り組み、プラスチック製品の資源化について検討します。

#### (3) ごみ処理の効率化

ごみ処理を適正に行うことはもちろんのこと、事業実施に当たっては、常にコストを意識し効率的な事業運営に努めます。



#### (4) 集積場所の整備

現在市内には、816 か所の集積場所があり、地区環境部において管理していただいています。今後も地区環境部との連携により、集積場所の管理を行っていくとともに、集積場所を整備するための補助金を交付し、集積場所の整備を逐次行っていきます。

#### (5) 不法投棄対策

山間部、河川などへの不法投棄が後を絶たない状況にあります。そのため、ごみの不法投棄を防止するために次のような取り組みを行います。

##### ●本市における具体的な取り組み

- ・不法投棄監視連絡員や職員によるパトロール体制の整備及び強化
- ・地域住民や関係機関との綿密な連携
- ・不法投棄防止の看板や不法投棄防止ネットの設置
- ・年2回「安曇野市一斉清掃の日」(5月・11月)を設定し、集中的に不法投棄物を撤去するなど、不法投棄物の速やかな撤去を実施

#### (6) 処理困難物に関する検討

本市では処理ができない廃棄物(処理困難物)に関しては、市民の処理に係る利便性の向上を図るため、関係業界との協力のあり方を検討するなどにより、処理困難物が少なくなるよう努めます。

#### (7) 災害ごみの処理

大規模地震や風水害等による災害時は、がれき等の廃棄物も大量発生するほか、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時のように収集・処分を行うことが困難となることが想定されます。

平成30年3月に策定した「安曇野市災害廃棄物処理計画」に則り、災害廃棄物処理について適正に対応するものとします。

#### (8) 中間処理施設及び最終処分場について

穂高広域施設組合で所管しているごみ焼却施設、し尿処理施設の中間処理施設については、法律で定められた測定や検査(ダイオキシン類測定等)を確実に実施するほか、日常の維持管理を適正に行い、処理機能の維持管理に努め、本市は組合に対し維持管理、施設運営を支援していきます。

本市所有の最終処分場については、引き続き適正な維持管理、運営に努めます。また、三郷一般廃棄物最終処分場については、地元区との協定で令和4年9月30日が埋立期限となっているため、跡地利用について検討します。

小岩岳不燃物処理場については、令和4年度が埋立期限となっていることから、埋立期間の延長を含め対応について検討します。

## 2 生活排水の適正処理

### (1) 下水道による処理

流域関連公共下水道、流域関連特定環境公共下水道及び単独公共下水道の整備は全て完了しましたが、今後は計画的な点検・調査に取り組み、適正な維持管理に努め安定的な放流水質の確保を図ります。

また、将来の更新需要も特定の時期に集中することから、ストックマネジメントを導入し、施設の更新費用の平準化を図ります。

明科地域の単独公共下水道施設については、今後施設の老朽化が進むことから、改築、更新費用の増加が見込まれること、また人口減少率も高く施設稼働率が40%程度と効率が悪い状況も続いていることなどから、流域関連公共下水道施設への統合を予定しています。

### (2) 農業集落排水施設による処理

明科地域の4つの農業集落排水施設について、今後施設の老朽化が進むことから、改築、更新費用の増加が見込まれること、また人口減少率も高く施設稼働率も低い状況が続いていることなどから、段階的な施設の統廃合を進めます。

なお、今後も計画的な点検・調査に取り組み、適正な維持管理に努め安定的な放流水質の確保を図ります。

### (3) 合併処理浄化槽による処理

合併処理浄化槽は、集落から離れた住宅などの公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外あるいは公共下水道整備区域内であっても当面の整備が望めない地域における生活排水処理施設として有効な施設です。トイレの水洗化により生活水準の向上を図る上で、汲取便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めることも必要です。

本市では、合併処理浄化槽を計画的に整備しています。引き続き計画的に合併

浄化槽の整備を進めるとともに、その適切な維持管理について啓発、指導を行い、また、現在設置されている単独処理浄化槽や家庭用簡易浄化槽については合併処理浄化槽へ転換するよう指導します。

#### (4) 穂高広域施設組合(穂高クリーンセンター)での処理

本市では、将来にわたり安定して安全に処理が継続できるよう、穂高広域施設組合が行う施設整備に対して協力していきます。

### Ⅲ 持続可能な開発目標(SDGs)の取り組みについて

#### 1 持続可能な開発目標(SDGs)について

平成27年に「持続可能な開発目標」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連において採択されました。SDGsは、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより持続可能な社会の実現を目指すものであり、2030年までに達成すべき17のゴール(目標)と169のターゲットが掲げられ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する、持続可能な循環型社会や低炭素社会の形成に向けた取り組みが進められていますので、SDGsの視点を踏まえ、市民、NPO、事業者、行政機関等のパートナーシップにより、持続可能な社会の実現を目指します。



図 4-3-1 持続可能な開発目標 (SDGs)

## 2 持続可能な開発目標(SDGs)達成のための各主体の取り組みについて

### (1) 市民の取り組み

市民は、自らがごみの排出者であることを認識し、商品の購入にあたっては、ごみができるだけ出ない商品や再生品を選択するなど、エシカル消費(持続可能な社会の実現のため、人、社会、環境、地域等に配慮した思いやりのある消費行動)を実践し、商品の使用にあたっては、修理して長期間使用するなど排出抑制に努めます。

また、本市が行う分別収集に協力するとともに、各種リサイクル関連法令に基づき、適正処理を行うことでごみ排出者としての責務を果たします。

土地所有者又は管理者においては、不法投棄等の防止のため適正管理・清潔保持に努めます。

### (2) 排出事業者の取り組み

事業者は、設計段階から生産、加工、販売、施工、流通等にわたり、廃棄物の排出抑制に努めるとともに、発生した廃棄物については、再使用や再生利用等を推進し、最終処分量の削減に努めます。

製造・販売を行う事業者等においては、製品の長寿命化やリサイクルが容易な製品の製造、消費者への情報提供など、エシカル消費に資する事業活動の実践に努めます。

また、処理する廃棄物については、廃棄物処理法の基準等を遵守し、適正処理を確保します。

さらに、行政が行う施策に協力し、地域社会の一員として、環境美化やリサイクル活動に取り組みます。

### (3) 廃棄物処理業者の取り組み

廃棄物処理業者は、排出事業者から委託された廃棄物を廃棄物処理法に基づき適正処理するとともに、排出事業者に対し減量化・資源化に関する指導を行います。

廃棄物の処理にあたっては、可能な限り再使用、減量化、再生利用等を図り、環境負荷の低減に努めます。

また、行政が行う調査等に積極的に協力し情報を提供するとともに、行政が行う施策に協力します。

#### (4) 本市の取り組み

本市は、本計画等に基づき区域内の一般廃棄物の適正処理を確保するとともに、3Rの推進やエンカル消費に関する市民らの自主的な取り組みが促進されるよう情報提供や普及啓発を行うなど、持続可能な社会実現のための主体的な役割を担います。

施策の実行にあたっては、国や県との連携を密にし、必要な調整を行います。

また、自らも排出事業者の一部として、再使用、減量化、再生利用等を行うことにより、率先して環境負荷の低減に努めます。

### I 計画の基本的事項

#### 1 計画策定の趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品をいい、生産・製造・販売・消費等の各段階において日常的に排出されています。我が国においては食品廃棄物等が約 2,550 万トン排出され、うち約 612 万トンが食品ロスであると推計されており、排出元をみると食品関連事業者より約 328 万トン、一般家庭より約 284 万トン排出されています。また、国民1人当たりで換算すると1日約 132 グラム排出されていることとなり、これは茶碗約1杯分のご飯の量に相当するとされています。

世界で栄養不足に苦しむ人々は約8億人にのぼると推計され、これは世界の人口の9人に1人に相当します。こうした状況下で、我が国の食料自給率(カロリーベース)は約4割となっており、大量の食糧を海外から輸入する一方、大量の食品ロスを生み出しています。また、水分を多く含む食品廃棄物等は運搬・焼却処理において余分なエネルギーを消費することから地球温暖化を促進するなど、食品ロスにより様々な問題が引き起こされています。

食品ロスの削減については、2015年9月25日の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において食料の損失・廃棄の削減が目標に設定されるなど、国際的にも重要な課題となっています。

我が国においては、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。)が制定され、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくこととされました。

長野県においても、「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」と銘打ち、食品ロスの削減に全県をあげて取り組むなど、削減の機運が高まっています。

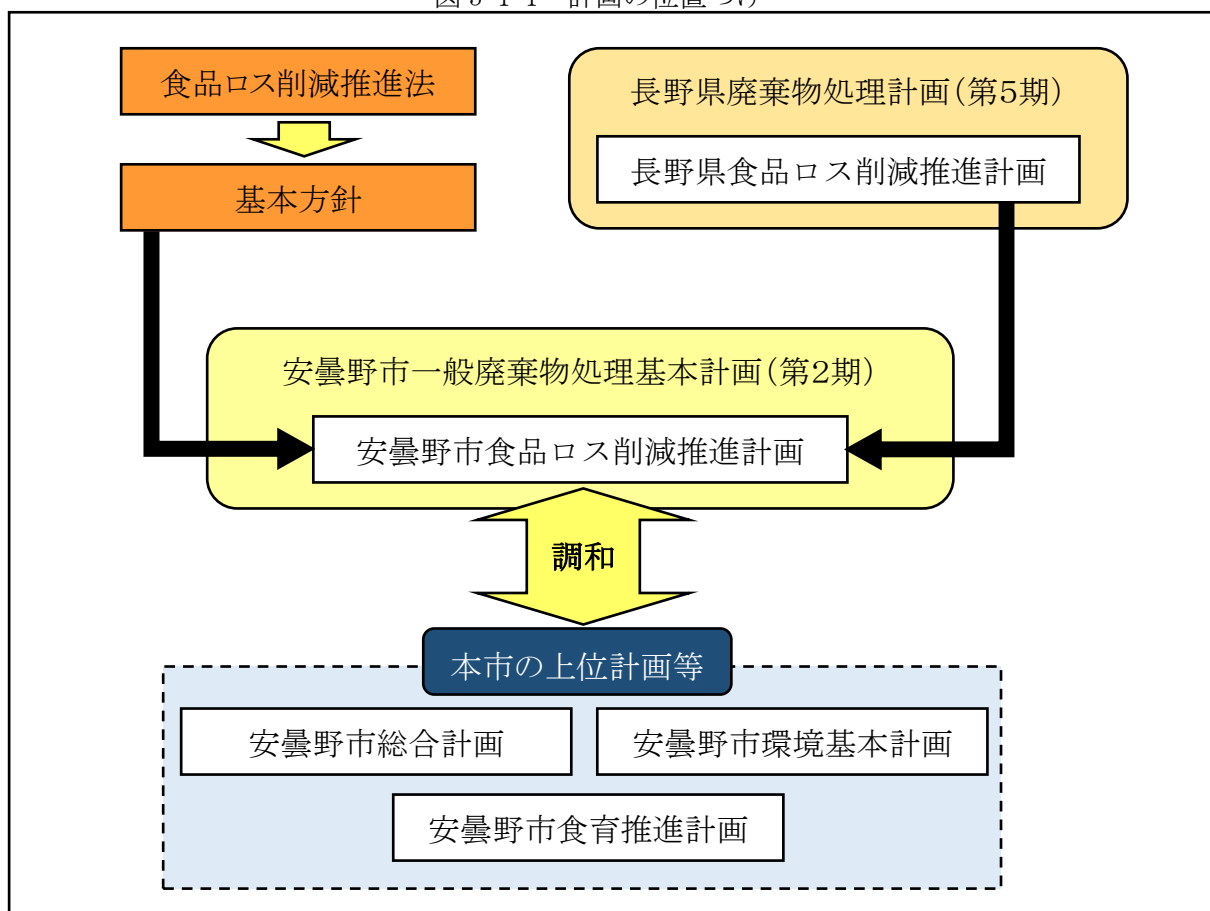
こうした状況を踏まえ、地域の特性を生かした食品ロスの削減に関する取り組みを推進するため、「安曇野市食品ロス削減推進計画」を策定し、市民・事業者・関係団体・行政等が一体となった取り組みを行ってまいります。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、食品ロス法第13条第1項の規定に基づき、国の基本方針及び長野県廃棄物処理計画(第5期)に包含する食品ロス削減推進計画を踏まえて策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」として位置付けます。

また、本計画は、安曇野市一般廃棄物処理基本計画(第2期)の一部として位置付けるとともに、「安曇野市総合計画」、「安曇野市環境基本計画」、「安曇野市食育推進計画」等と調和を図ります。

図 5-1-1 計画の位置づけ



## 3 計画の期間

本計画の期間は、安曇野市一般廃棄物処理基本計画(第2期)と同じく、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、計画期間の中間年に必要な見直しを行うほか、食品ロス削減推進法その他の制度の改正や、社会情勢の変化等を踏まえ、中間年以外にも必要な見直しを行うこととします。

## II 本市における食品ロスの現状と課題

### 1 食品ロスの発生状況

#### (1) 食品ロスの現状:概観

令和2年度に実施した「食品ロス量削減のためのごみ質組成分析調査」の結果によると、本市全体では年間約 10,518 トンの食品廃棄物等が排出され、そのうち約 38%にあたる約 3,952 トンが食品ロスと推計されています(平成 30 年度実績)。食品廃棄物に占める食品ロスの割合は、全国の 24%(平成 29 年度推計)より高くなっています。

また、本市における食品ロスの量を市民一人一日当たり直すと、約 111g となります。これは全国の国民一人一日当たり約 132g と比較すると若干少ないものの、更なる努力が求められるところです。

食品ロスの種類毎の割合は、過剰除去が約 5%、直接廃棄が約 62%、食べ残しが約 34% となりました。直接廃棄が全体の 6 割を占める結果となり、多くの食品が未利用のまま廃棄されていることがわかりました。

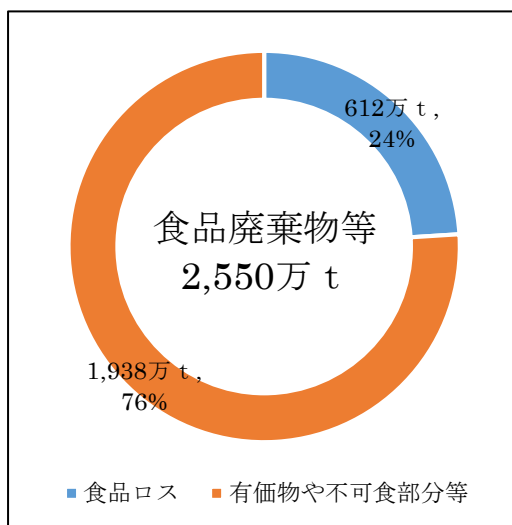


図 5-2-1 全国における食品ロスの割合

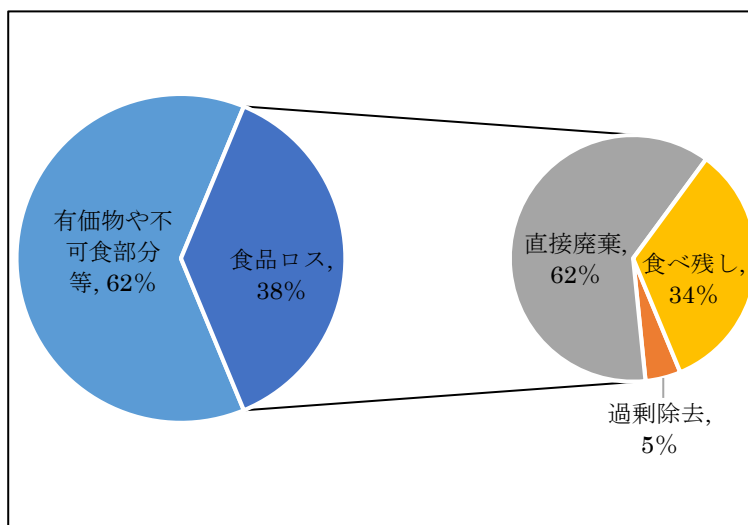


図 5-2-2 本市における食品ロスの割合及び内訳

#### ○食品ロスの種類

過剰除去: 不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分。

直接廃棄: 賞味期限切れ等により料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。

食べ残し: 調理され又は生のまま食卓にのぼった食品のうち、食べ切れずに廃棄されたもの。



## (2) 食品ロスの現状:区分毎の分析

### ① 家庭系・事業系

市内で排出される食品ロスのうち、約 46%にあたる約 1,831 トンが家庭から、残りの約 54%にあたる約 2,121 トンが事業所から排出されていると推計されます。

また、それぞれの内訳をみると、家庭系では直接廃棄が全体の7割を占め、事業系では食べ残しの割合が比較的高く、直接廃棄の割合を上回ることがわかります。

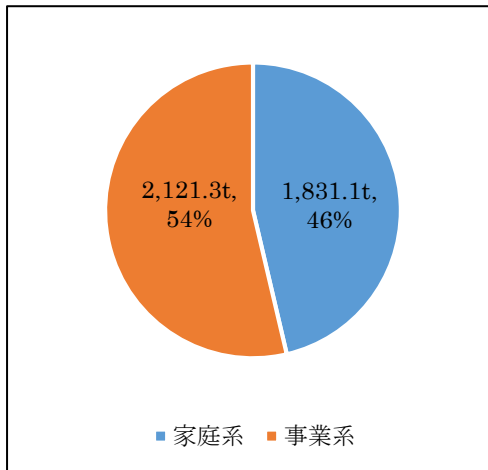


図 5-2-3 食品ロス(家庭系・事業系)

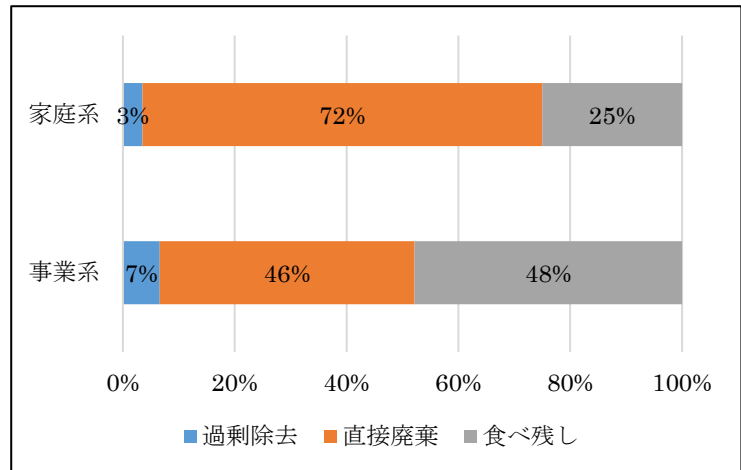


図 5-2-4 食品ロス(家庭系・事業系)種類別の内訳

### ② 市街地・農村部

居住形態や地域環境により、市内を「市街地」と「農村部」に分けると、可燃ごみに占める食品廃棄物の割合は市街地が 39%、農村部が 35%となりました。農村部においては、田畑等が多く、生ごみを容易に堆肥化できる環境が要因の一つと考えられます。

また、食品ロスの種類内訳をみると、どちらも大半が直接廃棄となっており、組成に大きな違いはありませんが、市街地では食べ残しの割合が比較的高いことがわかります。

表 5-2-1 家庭系食品ロス(市街地・農村部)の割合

	可燃ごみに占める 食品廃棄物の割合	食品廃棄物に占める 食品ロスの割合
	市街地	39%
農村部	35%	39%

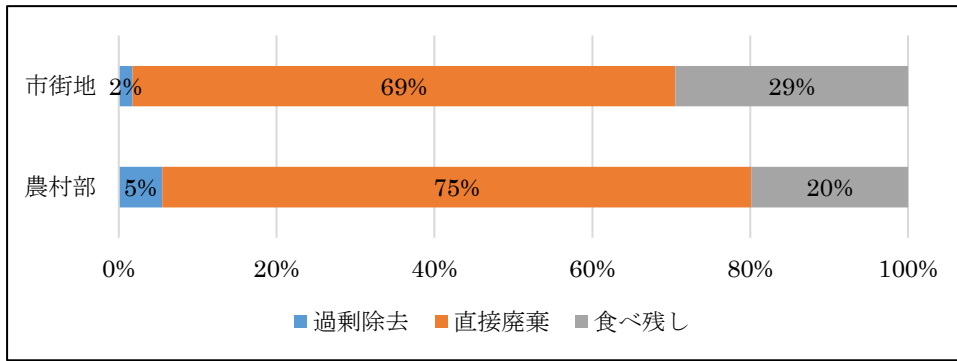


図 5-2-5 家庭系食品ロス(市街地・農村部)種類別の内訳

### ③ 業種

事業系食品ロスについて業種別にみると、可燃ごみに占める食品廃棄物の割合は事務所系、小売業、飲食業の順に多くなっていますが、食品廃棄物に占める食品ロスの割合は小売業大規模が最も多く、飲食業大規模、小売業小規模と続きます。

食品ロスの種類内訳をみると、事務所系大規模、小売業大規模・小規模では直接廃棄が多く、事務所系小規模、飲食業大規模・小規模では食べ残しが多い結果となりました。

表 5-2-2 事業系食品ロス(業種別)の割合

	可燃ごみに占める食品廃棄物の割合	食品廃棄物に占める食品ロスの割合
事務所系大規模	27%	13%
事務所系小規模	23%	3%
小売業大規模	40%	100%
小売業小規模	61%	60%
飲食業大規模	65%	66%
飲食業小規模	71%	10%

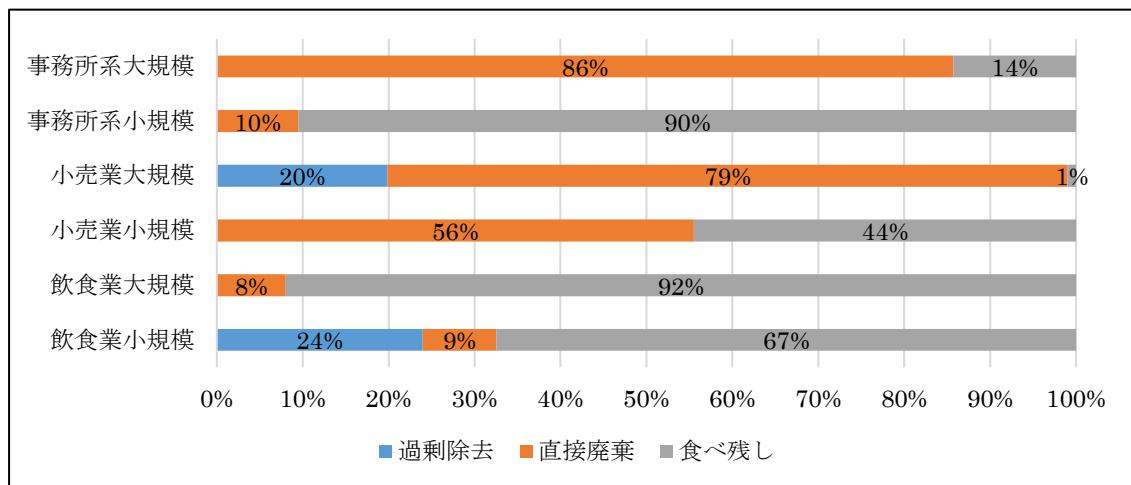


図 5-2-6 事業系食品ロス(業種別)種類別の内訳

#### ④ 直接廃棄される食品ロスの残量

直接廃棄される食品ロスについて、残量別に分類すると、家庭系・事業系ともに「手付かず 100%残存」がほとんどを占める結果となりました。全くの手付かずで捨てられているものが多くみられます。

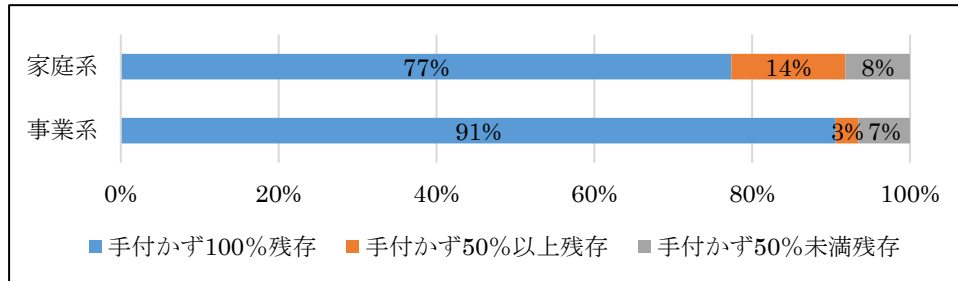


図 5-2-7 食品ロス(家庭系・事業系)直接廃棄の残量の内訳

#### ⑤ 直接廃棄される食品ロスの期限

直接廃棄される食品ロスについて、食品の消費・賞味期限に着目すると、家庭系・事業系ともにほとんどが期限切れもしくは期限が表示されていないものとなっていますが、期限が到来していないにもかかわらず廃棄されるものが少なからず存在しています。

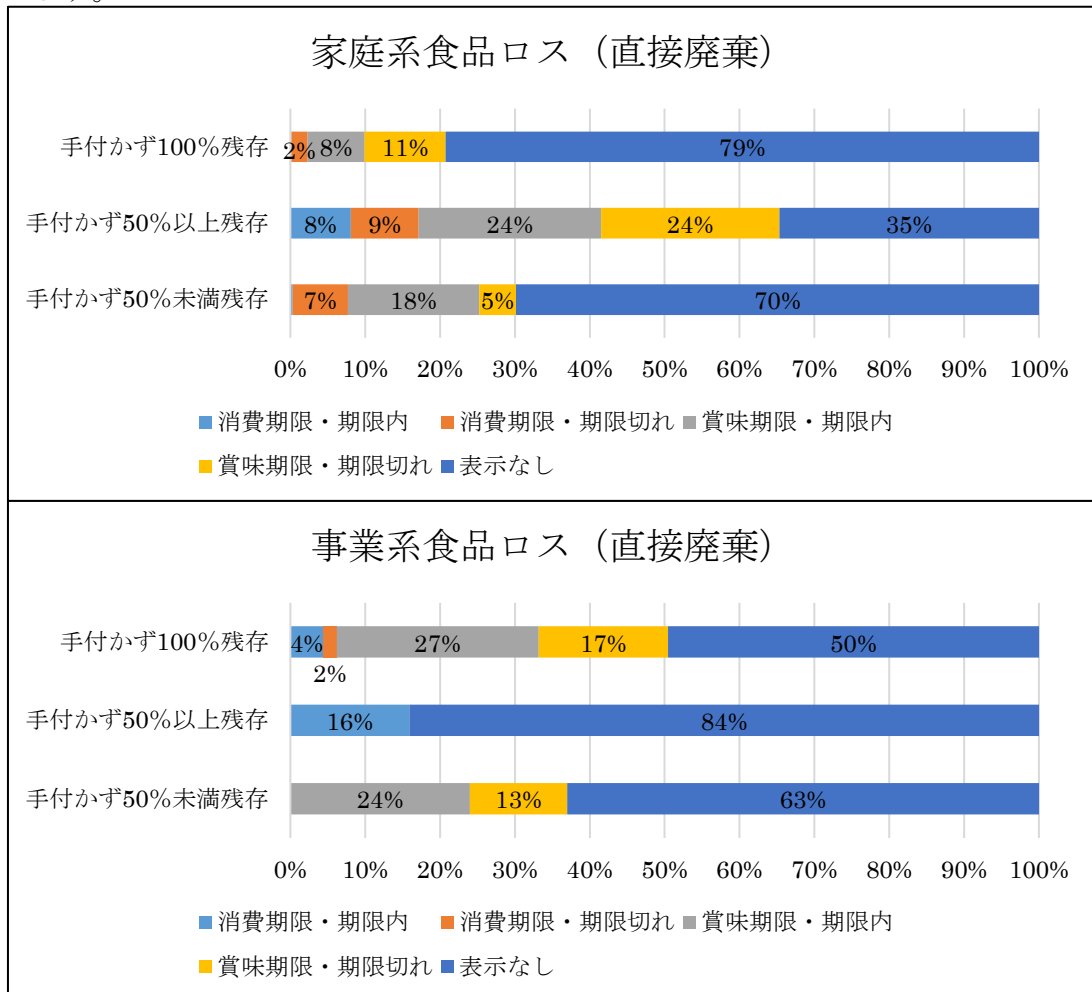


図 5-2-8 食品ロス(家庭系・事業系)直接廃棄の期限別の内訳

なお、直接廃棄される食品ロス全体に占める期限内に廃棄される食品ロスの割合は、家庭系で消費期限・期限内が1%、賞味期限・期限内が11%、事業系で消費期限・期限内が4%、賞味期限・期限内が26%となっています。

消費期限と賞味期限に関する正しい知識についての周知や未利用食品の活用促進が求められます。

表 5-2-3 直接廃棄される食品ロス全体に占める期限前に廃棄される食品ロスの割合

		直接廃棄される食品ロス全体に占める 期限前に廃棄される食品ロスの割合
家庭系	消費期限・期限内	1%
	賞味期限・期限内	11%
事業系	消費期限・期限内	4%
	賞味期限・期限内	26%

## 2 食品ロスの発生要因

令和2年度に実施した市民アンケートの結果、食品ロスの発生要因として、以下の項目が挙げられることがわかりました。

### (1) 家庭における食品ロス

家庭において食品ロスが発生してしまう要因として最も割合が多かったものは、「食品を買ったが、食べるのを忘れてしまい古くなってしまったため」(54.2%)でした。次いで「食品を買いすぎ、使い切れずあまってしまったため」(33.0%)、「家に在庫があるのに、不必要なものを買ってしまったため」(25.5%)といった要因が挙げられました。

これらの結果からすると、「重複買い」・「賞味期限が長いものの過剰保存」などにより、食品の保存スペースでの長期滞留を引き起こしていることがわかります。

これらを防止するためには、買い物前の冷蔵庫チェックやまとめ買いを避けるなどの計画的な消費活動が重要になると考えられます。

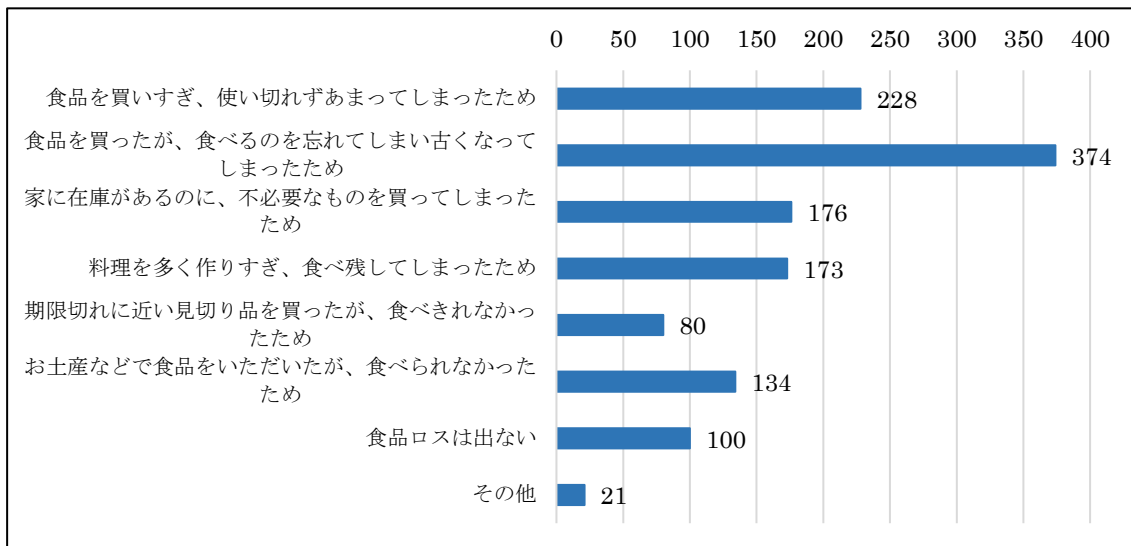


図 5-2-9 家庭における食品ロス発生要因に関するアンケート

## (2) 外食や宴会等における食品ロス

外食や宴会等において食品ロスが発生してしまう要因として最も割合が多かったものは、「注文時に思っていた量よりも、多く出てきてしまったため」(36.7%)でした。次いで「コース料理などでまとめて注文したが、量が多く食べきれなかったため」(35.9%)、「お酌に回る時間が主となり、料理に手をつけられなかったため」(23.6%)といった要因が挙げられました。

この結果からすると、「過剰注文」・「宴会の際の慣例」などによる食べ残しが多くを占めていることがわかります。

これらを防止するためには、外食においては、自らの食事の適正量を知り適度な量を注文することや、宴会においては、幹事等による呼びかけを行うなどの食べきりへの取り組みが重要になると考えられます。

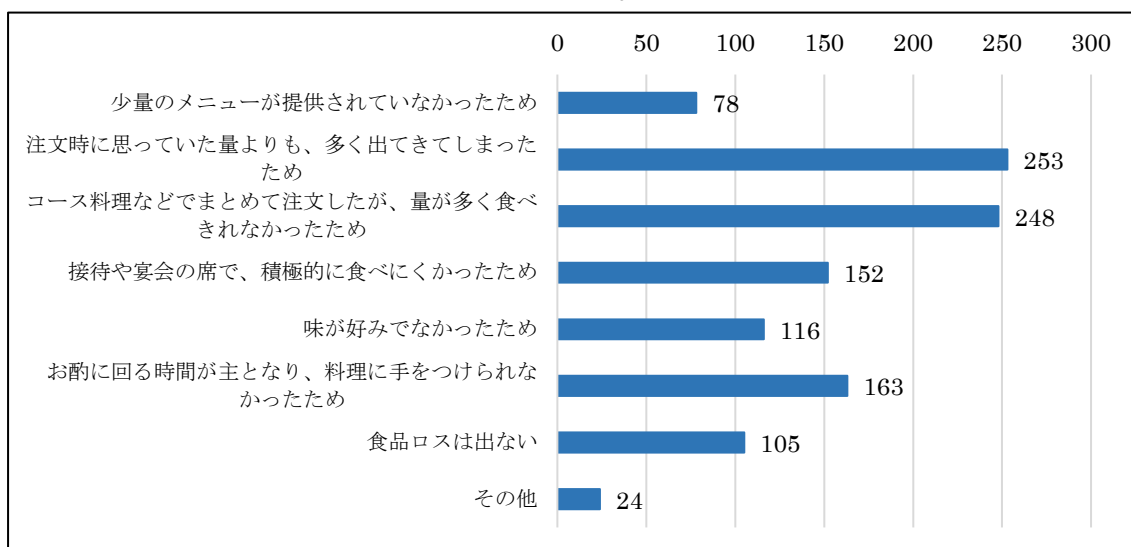


図 5-2-10 外食や宴会等における食品ロス発生要因に関するアンケート

### Ⅲ 数値目標の設定

#### 1 国・県における数値目標

##### (1) 国における数値目標

国は、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」において、以下の目標を挙げています(目標年度:2030年度)。

- ①食品ロス量を半減させる(2000年度比)
- ②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする

##### (2) 県における数値目標

県は、長野県廃棄物処理計画(第5期)において、以下の目標を挙げています(目標年度:令和7年度)。

表 5-3-1 県における食品ロスに関する数値目標

区 分	目 標 値
家庭での食品ロス削減の呼びかけを行っている市町村数	77 市町村
外食での食品ロス削減の呼びかけを行っている市町村数	77 市町村
フードドライブに関する取り組みを行っている市町村数	52 市町村
家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合を調査したことがある市町村数	14 市町村
食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～協力店数	新規登録 200 店舗

## 2 本市における数値目標

前記の国及び県の目標値の達成に資するため、本市においては以下の数値目標を設定します。

表 5-3-2 本市における食品ロスに関する数値目標

区分	現状 (令和2年度)	計画中間年 (令和7年度)	目標年 (令和12年度)	目標設定の 考え方
市民一人一人当たりの食品ロス発生量	111g	83g	55g	目標年までに半減を目指す
市民アンケートにおいて、家庭で「食品ロスはない」と回答した市民の割合	14.5%	23.0%	30.0%	目標年までに倍増を目指す
市民アンケートにおいて、外食や宴会等で「食品ロスはない」と回答した市民の割合	15.2%	23.0%	30.0%	目標年までに倍増を目指す

## IV 目標達成のための施策

### 1 教育及び学習の振興、普及啓発等

- ・子どもの頃から「もったいない」という感覚を醸成し、環境意識の向上を図る取り組みを行います。
- ・食品ロス削減を呼び掛けるため、コースター等の啓発資材を作成し、窓口等で配布します。
- ・食品ロスに係る知識の普及を図るため、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、家庭における削減の取り組みを支援します。
- ・商工会等との連携により、「残さず食べよう！30・10運動」など、食品ロス削減推進のキャンペーンを実施・周知することを通じ、消費者及び事業者の食品ロス削減の機運を高めます。

### 2 表彰

- ・食品ロス削減に資する活動や市民の模範となる活動等の表彰を行い、その取り組みを広く広報します。

### 3 実態調査及び調査・研究の推進

- ・食品ロス発生状況の実態調査・研究を実施し、課題を明らかにすることで、効果的・効率的に食品ロス削減施策を推進します。
- ・事業者等の食品ロス発生状況等の調査を行い、研究機関や企業等と連携しながら、有効利用方法等の検討を進めます。

### 4 情報の収集及び提供

- ・先進的な取り組みや優良事例を収集し、市民・事業者へ情報提供を行うとともに、取り組み実施にあたっては支援を行います。

### 5 未利用食品を提供するための活動の支援等

- ・フードバンク活動がより安心・安全なものとなるよう、また、フードドライブ活動への支援を行うとともに、それらの活動への理解と認知度向上を図り、周知を行います。
- ・スマートフォンアプリ等で展開されているフードシェアサービス等の利用普及を進め、食品ロスの発生しにくい社会作りを進めます。

### 6 循環型社会を意識した食品廃棄物等の適正な再生利用の推進

- ・一般家庭及び市内の事業所における生ごみ処理機器等の購入費に対して補助金を交付し、食品廃棄物等を肥料として有効利用する取り組みを支援します。
- ・学校給食や認定子ども園給食の食品廃棄物等を飼料化・堆肥化し、ごみの減量化や食品リサイクルを推進するとともに、食や環境について考え、ものを大切にする子どもを育てることを目指します。



# 参 考 资 料



# 家庭ごみ・資源物に関するアンケート 集計結果

## 第1, 調査概要

### 1, 目的

「安曇野市一般廃棄物処理基本計画(第2期)」の策定にあたり、より実態に即した計画策定の資料とするため。

### 2, 実施時期

令和2年7月7日～8月21日

### 3, 方法

- ・各区等の環境部長あてに10部ずつアンケートを配布し、区等に居住する方への配布及び回収を依頼。
- ・配布先については、環境部長に一任し、なるべく回答者の属性に偏りがないよう配慮いただいた。

### 4, 配布数・回収数

配布数:850部 (10部×85区等)

回収数:690部 (回収率:81.2%)

### 5, 補足事項

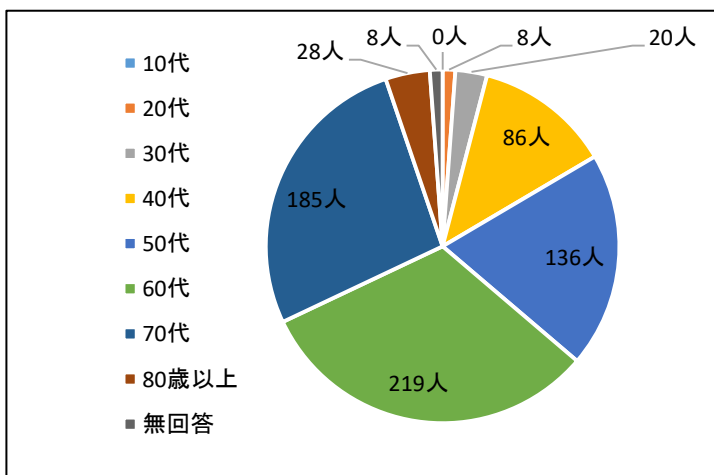
- ・設問によっては、無回答の場合や、複数回答を可としたものがあるため、合計が回収数と異なる場合がある。
- ・調査結果の本文・表・グラフの構成比数値は、小数点以下第2位を四捨五入して端数処理をしているため、各回答数の割合の合計が100%にならない場合がある。

## 第2, 調査結果

### ご回答いただく方について

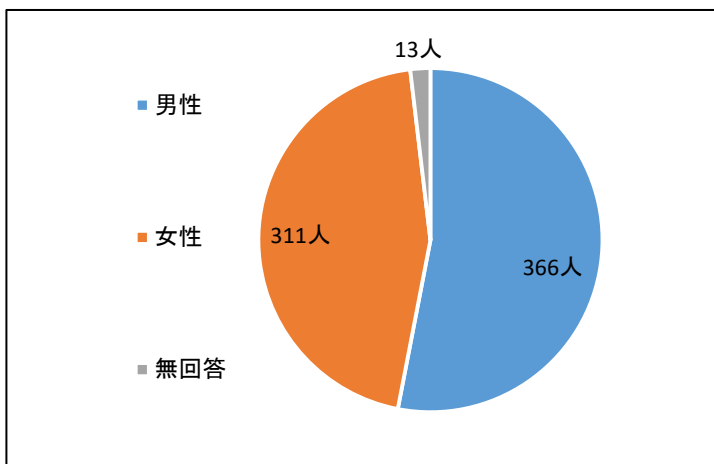
問1 あなたの年齢をお答えください。

選択肢	回答数	割合
10代	0	0.0%
20代	8	1.2%
30代	20	2.9%
40代	86	12.5%
50代	136	19.7%
60代	219	31.7%
70代	185	26.8%
80歳以上	28	4.1%
無回答	8	1.2%
合計	690	100.0%



問2 あなたの性別をお答えください。

選択肢	回答数	割合
男性	366	53.0%
女性	311	45.1%
無回答	13	1.9%
合計	690	100.0%

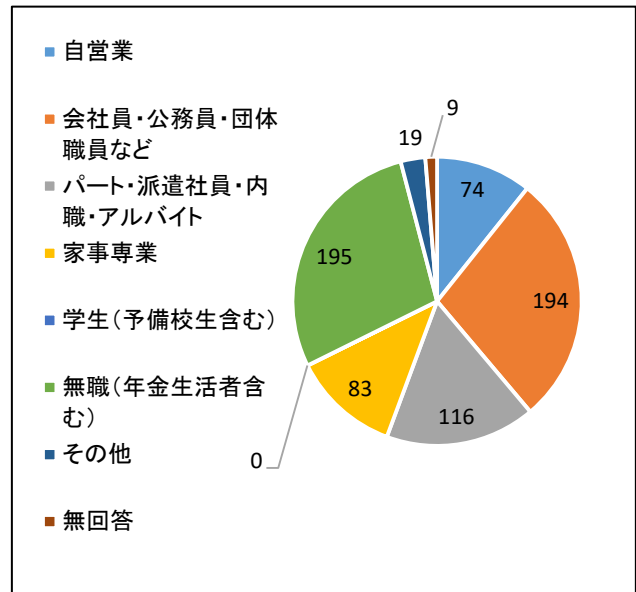


問3 あなたの主となる職業をお答えください。

選択肢	回答数	割合
自営業	74	10.7%
会社員・公務員・団体職員など	194	28.1%
パート・派遣社員・内職・アルバイト	116	16.8%
家事専業	83	12.0%
学生(予備校生含む)	0	0.0%
無職(年金生活者含む)	195	28.3%
その他	19	2.8%
無回答	9	1.3%
合計	690	100.0%

その他(自由記述)

- ・農業
- ・看護師
- ・会社役員

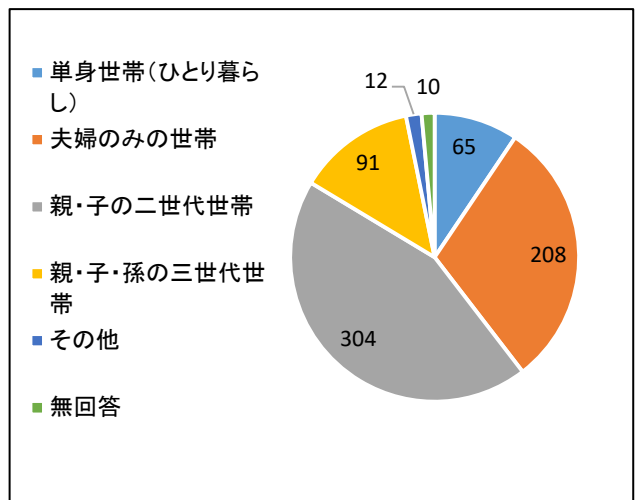


問4 あなたのご家族(世帯)の構成をお答えください。

選択肢	回答数	割合
単身世帯(ひとり暮らし)	65	9.4%
夫婦のみの世帯	208	30.1%
親・子の二世帯世帯	304	44.1%
親・子・孫の三世帯世帯	91	13.2%
その他	12	1.7%
無回答	10	1.4%
合計	690	100.0%

その他(自由記述)

- ・四世代世帯
- ・きょうだい
- ・夫婦と祖母
- ・母子家庭

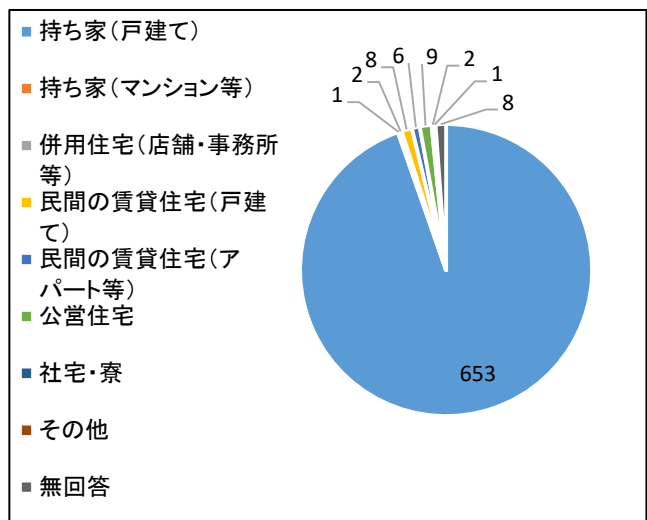


問5 あなたのお住まいの住居形態をお答えください。

選択肢	回答数	割合
持ち家(戸建て)	653	94.6%
持ち家(マンション等)	1	0.1%
併用住宅(店舗・事務所等)	2	0.3%
民間の賃貸住宅(戸建て)	8	1.2%
民間の賃貸住宅(アパート等)	6	0.9%
公営住宅	9	1.3%
社宅・寮	2	0.3%
その他	1	0.1%
無回答	8	1.2%
合計	690	100.0%

その他(自由記述)

- ・四世代世帯



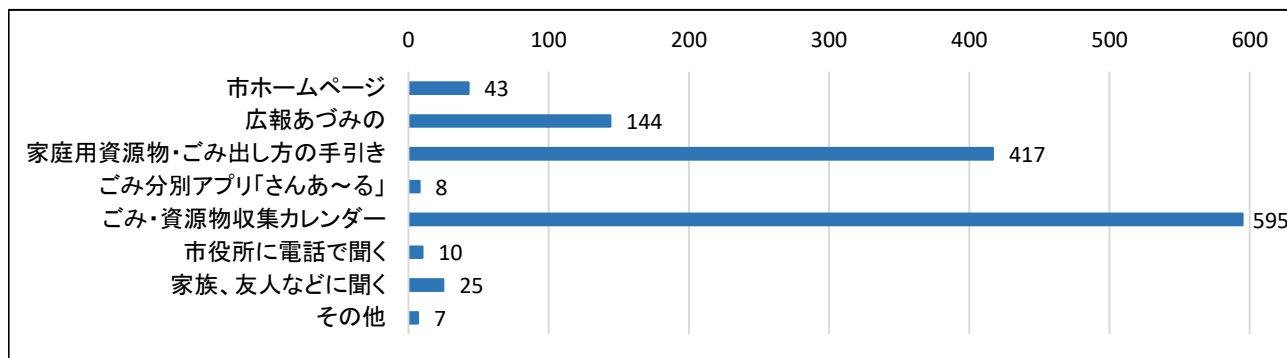
**ごみ・資源物の分別や出し方などについて**

問6 ごみ・資源物に関する情報は、普段、どのように得ていますか(複数回答可)。

選択肢	回答数	割合
市ホームページ	43	6.2%
広報あづみの	144	20.9%
家庭用資源物・ごみ出し方の手引き	417	60.4%
ごみ分別アプリ「さんあ〜る」	8	1.2%
ごみ・資源物収集カレンダー	595	86.2%
市役所に電話で聞く	10	1.4%
家族、友人などに聞く	25	3.6%
その他	7	1.0%

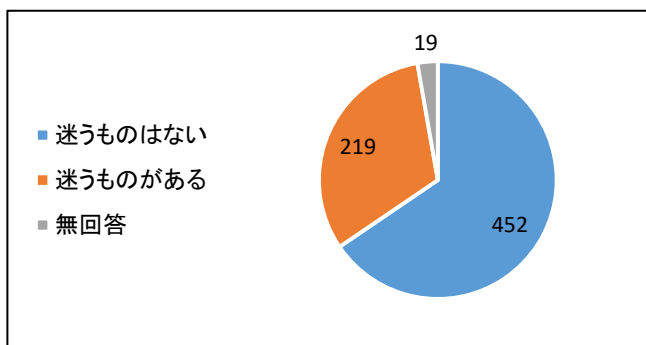
その他(自由記述)

- ・区の告知板
- ・地区の集会及び隣組
- ・自治会回覧板
- ・組合当番表
- ・環境部へ連絡



問7 ごみの分別で、迷うものはありますか。

選択肢	回答数	割合
迷うものはない	452	65.5%
迷うものがある	219	31.7%
無回答	19	2.8%
合計	690	100.0%



問7-2 分別に迷うごみは何ですか。具体的に記入してください。

※問7で「迷うものがある」と回答した方のみ

**○品目**

・ホーロー鍋、農薬、農機具、瓦、鉄筋コンクリート、スパイクの付いた靴、使い捨てライター、異物が混入した灯油 など

**○分別の仕方・出し方**

・異素材の複合品、資源物になるのかならないのかの違い、小型家電と粗大ごみの違い など

**○その他意見等**

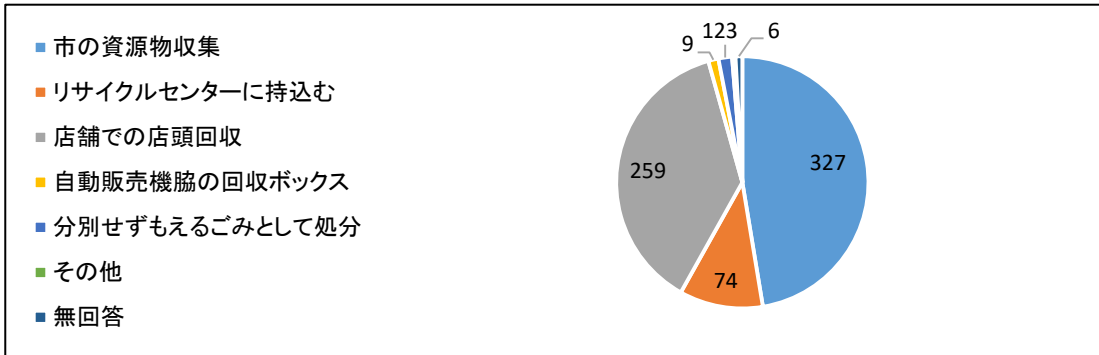
・収集中止となっているものがわからない、包装された物に表示があるか必ず見ているが、表示がない物は困るのでほぼもえるごみとして出している、新聞に入っている折込チラシ・カタログ・パンフレットの区別が出来にくい。方法として新聞紙と他の三種類は別にした方が迷わないと思います など

問8 ご家庭では、普段、資源物をどのように出していますか。一番多い出し方に、○を付けてください。  
**○ペットボトル**

選択肢	回答数	割合
市の資源物収集	327	47.4%
リサイクルセンターに持込む	74	10.7%
店舗での店頭回収	259	37.5%
自動販売機脇の回収ボックス	9	1.3%
分別せずもえるごみとして処分	12	1.7%
その他	3	0.4%
無回答	6	0.9%
合計	690	100.0%

その他(自由記述)

- ・プラ袋で出している
- ・作業所へ
- ・もえるごみともえないごみの2種類に分別している

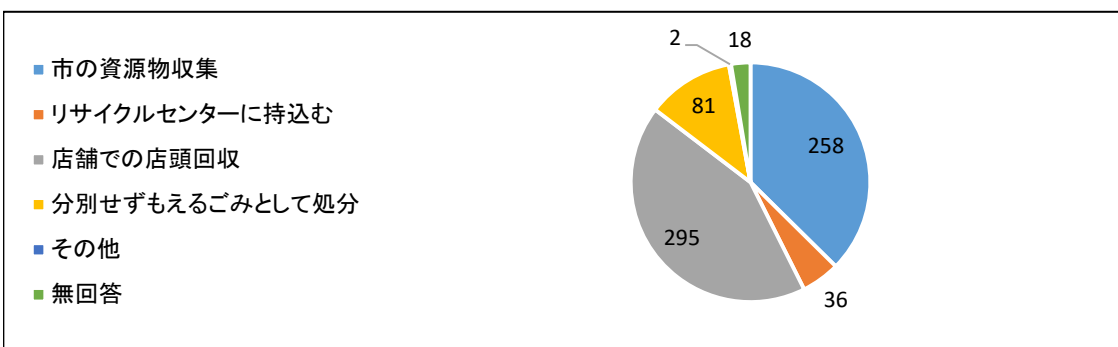


**○食品トレイ**

選択肢	回答数	割合
市の資源物収集	258	37.4%
リサイクルセンターに持込む	36	5.2%
店舗での店頭回収	295	42.8%
分別せずもえるごみとして処分	81	11.7%
その他	2	0.3%
無回答	18	2.6%
合計	690	100.0%

その他(自由記述)

- ・プラ袋で出している
- ・生協の回収

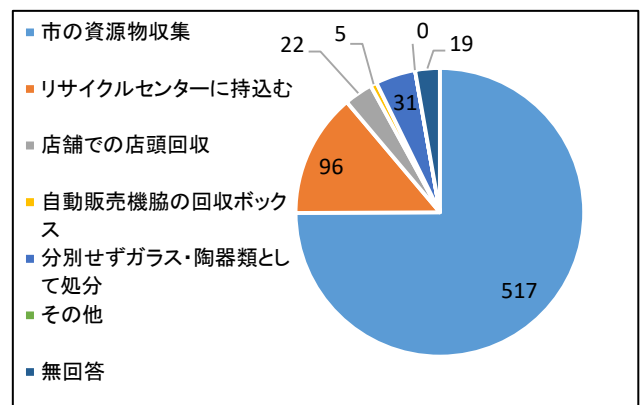


**○びん**

選択肢	回答数	割合
市の資源物収集	517	74.9%
リサイクルセンターに持込む	96	13.9%
店舗での店頭回収	22	3.2%
自動販売機脇の回収ボックス	5	0.7%
分別せずガラス・陶器類として処分	31	4.5%
その他	0	0.0%
無回答	19	2.8%
合計	690	100.0%

市の資源物収集

- ・リサイクルセンターに持込む
- ・店舗での店頭回収
- ・自動販売機脇の回収ボックス
- ・分別せずガラス・陶器類として処分
- ・その他
- ・無回答

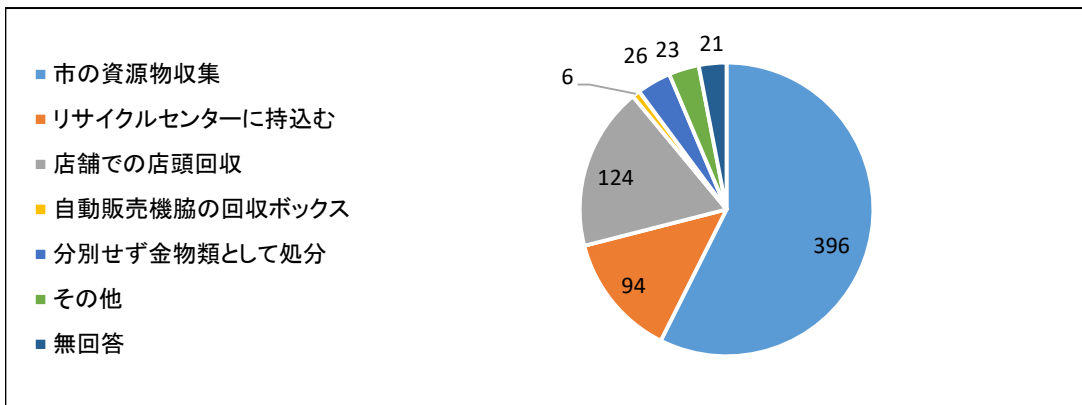


## ○缶

選択肢	回答数	割合
市の資源物収集	396	57.4%
リサイクルセンターに持込む	94	13.6%
店舗での店頭回収	124	18.0%
自動販売機脇の回収ボックス	6	0.9%
分別せず金物類として処分	26	3.8%
その他	23	3.3%
無回答	21	3.0%
合計	690	100.0%

### その他(自由記述)

- ・資源物回収業者が設置する回収ボックスを利用
- ・小学校や中学校の資源物回収
- ・作業所へ
- ・回収業者に持ち込み
- ・近くの障がい者施設に持ち込み

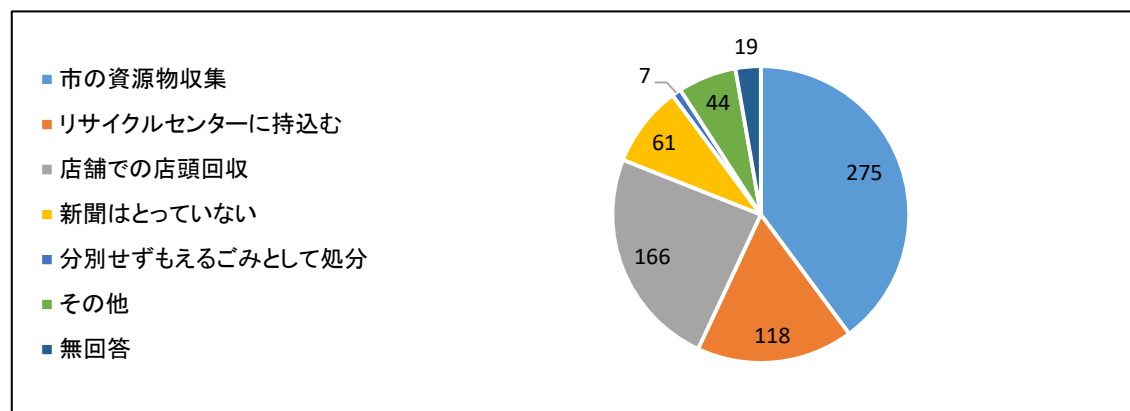


## ○新聞紙

選択肢	回答数	割合
市の資源物収集	275	39.9%
リサイクルセンターに持込む	118	17.1%
店舗での店頭回収	166	24.1%
新聞はとっていない	61	8.8%
分別せずもえるごみとして処分	7	1.0%
その他	44	6.4%
無回答	19	2.8%
合計	690	100.0%

### その他(自由記述)

- ・資源物回収業者が設置する回収ボックスを利用
- ・資源物回収業者が回収
- ・資源物回収業者へ持込む
- ・チリ紙交換業者
- ・新聞店の回収
- ・会社で使用している
- ・知人の業者が回収
- ・焼く
- ・廃品回収業者

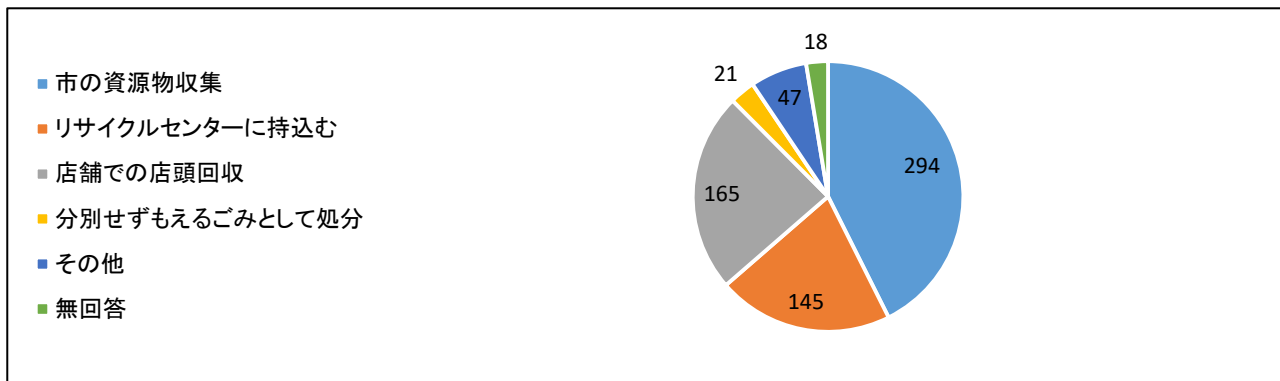


### ○雑誌・雑がみ

選択肢	回答数	割合
市の資源物収集	294	42.6%
リサイクルセンターに持込む	145	21.0%
店舗での店頭回収	165	23.9%
分別せずもえるごみとして処分	21	3.0%
その他	47	6.8%
無回答	18	2.6%
合計	690	100.0%

#### その他(自由記述)

- ・資源物回収業者が設置する回収ボックスを利用
- ・チリ紙交換業者が回収
- ・資源物回収業者が回収
- ・資源物回収業者へ持込む
- ・焼く
- ・電子版で見ている
- ・雑誌は買わない
- ・雑誌はなく他はもえるごみ
- ・新聞紙に混ぜる
- ・生ごみを包んで捨てる

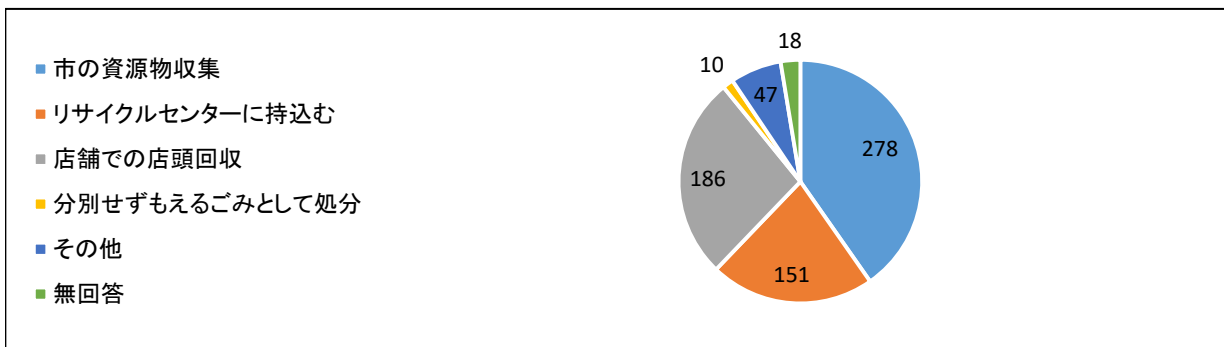


### ○段ボール

選択肢	回答数	割合
市の資源物収集	278	40.3%
リサイクルセンターに持込む	151	21.9%
店舗での店頭回収	186	27.0%
分別せずもえるごみとして処分	10	1.4%
その他	47	6.8%
無回答	18	2.6%
合計	690	100.0%

#### その他(自由記述)

- ・資源物回収業者が設置する回収ボックスを利用
- ・チリ紙交換業者が回収
- ・資源物回収業者が回収
- ・資源物回収業者へ持込む
- ・焼く、家で燃やす



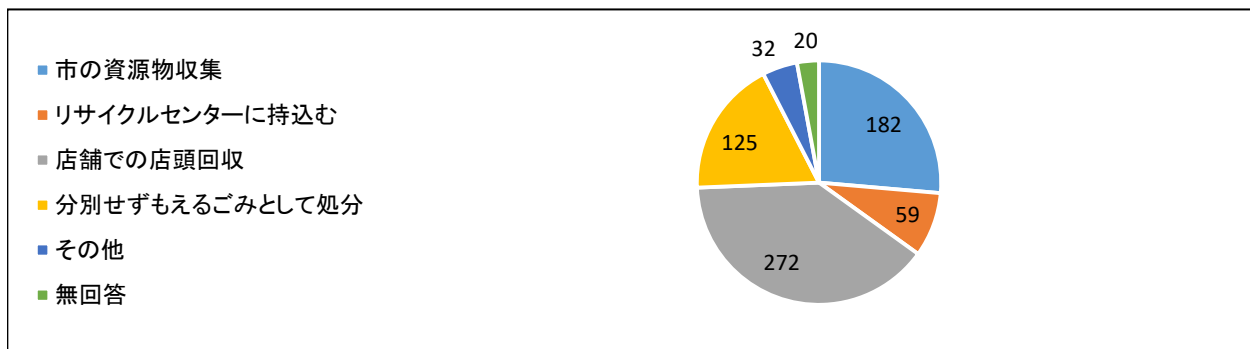


○紙パック(牛乳パック等の紙製飲料容器)

選択肢	回答数	割合
市の資源物収集	182	26.4%
リサイクルセンターに持込む	59	8.6%
店舗での店頭回収	272	39.4%
分別せざるもえるごみとして処分	125	18.1%
その他	32	4.6%
無回答	20	2.9%
合計	690	100.0%

その他(自由記述)

- ・中学校で回収
- ・生協の回収
- ・資源物回収業者の設置する回収ボックスを利用
- ・チリ紙交換業者
- ・再利用後もえるごみとして処分
- ・コンビニに出す
- ・家で燃やす
- ・保育園へ寄附
- ・薪ストーブのたき付けとして利用
- ・民間の収集車による回収



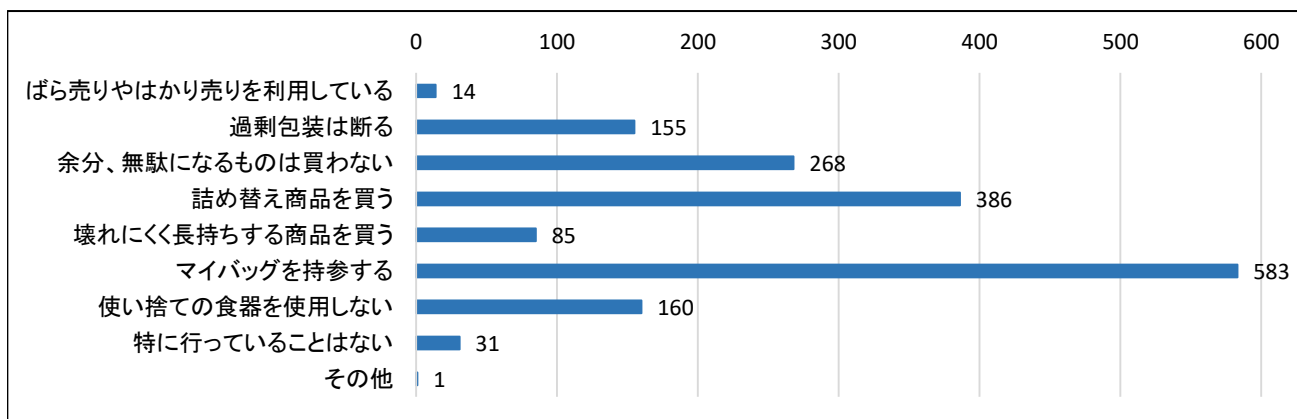
ごみの減量(リデュース)・再利用(リユース)・再生利用(リサイクル)について

問9 ごみの減量(リデュース)の取り組みについて、あなたが普段行っていることに○を付けてください(複数回答可)。

選択肢	回答数	割合
ばら売りやはかり売りを利用している	14	2.0%
過剰包装は断る	155	22.5%
余分、無駄になるものは買わない	268	38.8%
詰め替え商品を買う	386	55.9%
壊れにくく長持ちする商品を買う	85	12.3%
マイバッグを持参する	583	84.5%
使い捨ての食器を使用しない	160	23.2%
特に行っていることはない	31	4.5%
その他	1	0.1%

その他(自由記述)

- ・生ごみはコンポスターで処理している

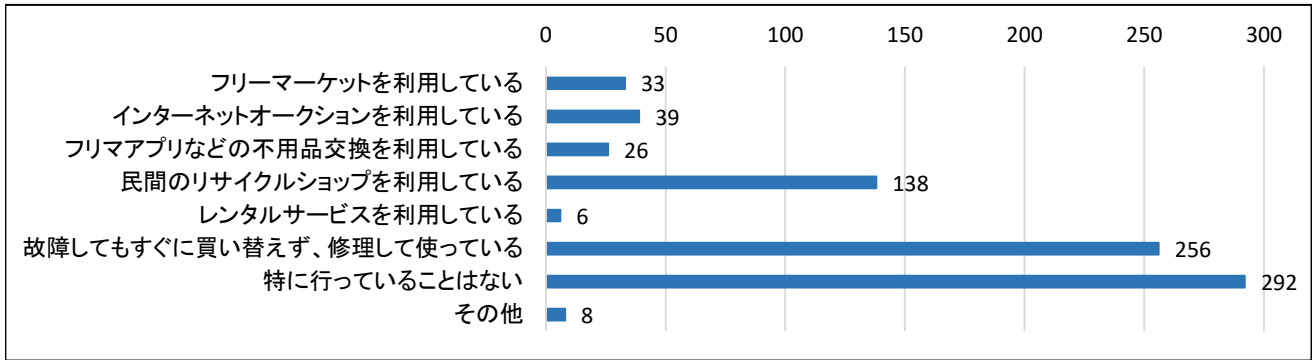


問10 再利用(リユース)の取り組みについて、あなたが普段行っていることに○を付けてください(複数回答可)。

選択肢	回答数	割合
フリーマーケットを利用している	33	4.8%
インターネットオークションを利用している	39	5.7%
フリマアプリなどの不用品交換を利用している	26	3.8%
民間のリサイクルショップを利用している	138	20.0%
レンタルサービスを利用している	6	0.9%
故障してもすぐに買い替えず、修理して使っている	256	37.1%
特に行っていることはない	292	42.3%
その他	8	1.2%

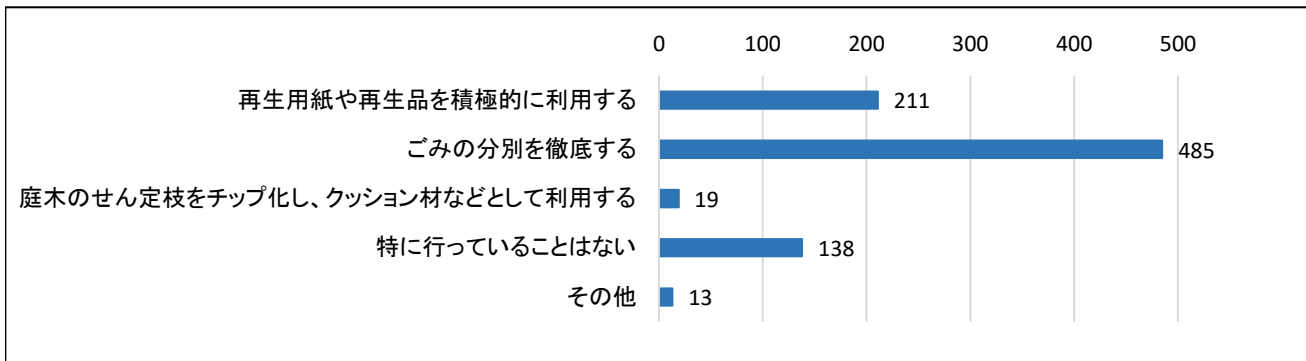
その他(自由記述)

- ・自分で再利用・リメイクする
- ・必要な人へ無料譲渡
- ・無料の不用品交換市を利用している
- ・子どもの学校用品等は知人に譲る



問11 再生利用(リサイクル)の取り組みについて、あなたが普段行っていることに○を付けてください(複数回答可)。

選択肢	回答数	割合
再生用紙や再生品を積極的に利用する	211	30.6%
ごみの分別を徹底する	485	70.3%
庭木のせん定枝をチップ化し、クッション材などとして利用する	19	2.8%
特に行っていることはない	138	20.0%
その他	13	1.9%

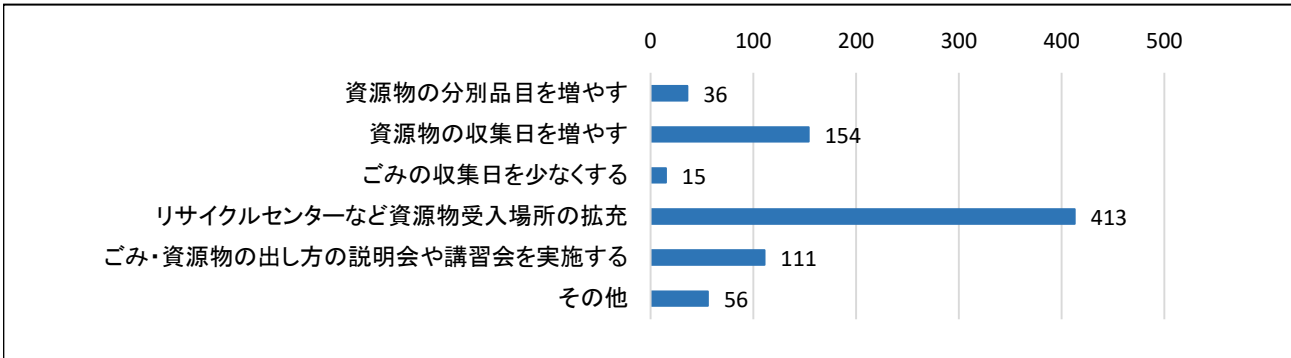


その他(自由記述)

- ・目的外での利活用も工夫し、なるべくごみにしない
- ・木の枝は薪にしてストーブにくべている
- ・生ごみ処理機を利用している
- ・資源物回収業者の回収ボックスを利用している
- ・情報が欲しい
- ・紙類が多すぎると思います
- ・洋服販売店の回収箱を利用している
- ・樹木の葉は堆肥にしている
- ・子ども服など、友人にあげたりもらったりしている
- ・市の資源物回収に出せば自然と行っていることになるのでは

問12 ごみの減量・再使用・再生利用を進めるためには、行政はどのような施策を行えば効果的と考えますか(複数回答可)。

選択肢	回答数	割合
資源物の分別品目を増やす	36	5.2%
資源物の収集日を増やす	154	22.3%
ごみの収集日を少なくする	15	2.2%
リサイクルセンターなど資源物受入場所の拡充	413	59.9%
ごみ・資源物の出し方の説明会や講習会を実施する	111	16.1%
その他	56	8.1%



具体的品目(自由記述)

※問12で「資源物の分別品目を増やす」と回答した方のみ

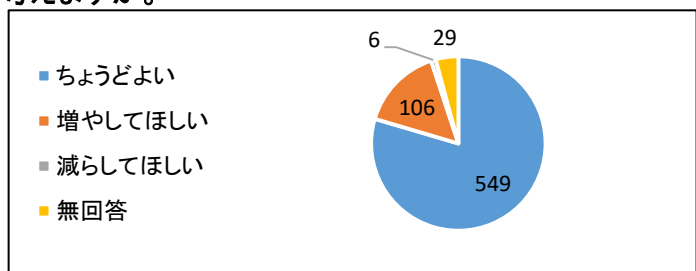
- ・草類
- ・ペットボトル
- ・缶(アルミ、スチール、ステンレス)
- ・陶器(食器)
- ・廃タイヤ、廃オイル
- ・プラスチック製容器包装で出すことができない
- ・小型家電、大型家電
- ・びん(食用油、耐熱容器)
- プラスチック製品

その他(自由記述)

- ・現状のままでよい
- ・資源物がそれぞれどのようにリサイクルされているか知りたい
- ・ごみ減量には何が一番効果的かを知りたい
- ・資源物受入時間を延長してほしい、24時間出せる場所があるといい など
- ・プラスチック製品をプラごみとしてリサイクル
- ・バザーや「ゆずります」をやってほしい

問13 現在の資源物の収集頻度について、どう考えますか。

選択肢	回答数	割合
ちょうどよい	549	79.6%
増やしてほしい	106	15.4%
減らしてほしい	6	0.9%
無回答	29	4.2%
合計	690	100.0%



資源物収集頻度(自由記述)

※問13で「増やしてほしい」あるいは「減らしてほしい」と回答した方のみ

○増やしてほしい

- 資源物: 月2~4回、週1回 ~ 2回以上 など
- プラスチック製容器包装: 月2~4回、週1~3回 など
- ペットボトル: 月2回・4回
- びん: 月2回
- 資源物回収業者の回収ボックスのようにいつでも出せればいいと思う

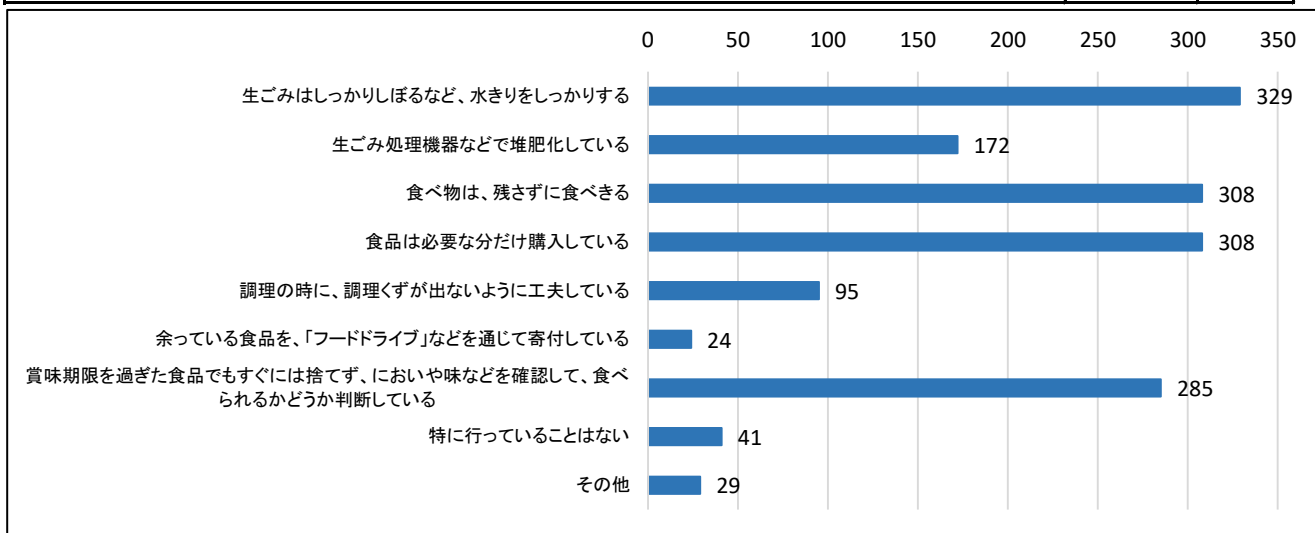
○減らしてほしい

- 資源物: 2ヶ月に1回
- プラスチック製容器包装: 月1回

## 生ごみについて

問14 ご家庭で生ごみを減らす、あるいは出さないために行っていることに○を付けてください(複数回答可)。

選択肢	回答数	割合
生ごみはしっかりしぼるなど、水きりをしっかりする	329	47.7%
生ごみ処理機器などで堆肥化している	172	24.9%
食べ物は、残さずに食べきる	308	44.6%
食品は必要な分だけ購入している	308	44.6%
調理の時に、調理くずが出ないように工夫している	95	13.8%
余っている食品を、「フードドライブ」などを通じて寄付している	24	3.5%
賞味期限を過ぎた食品でもすぐには捨てず、においや味などを確認して、食べられるかどうか判断している	285	41.3%
特に行っていることはない	41	5.9%
その他	29	4.2%

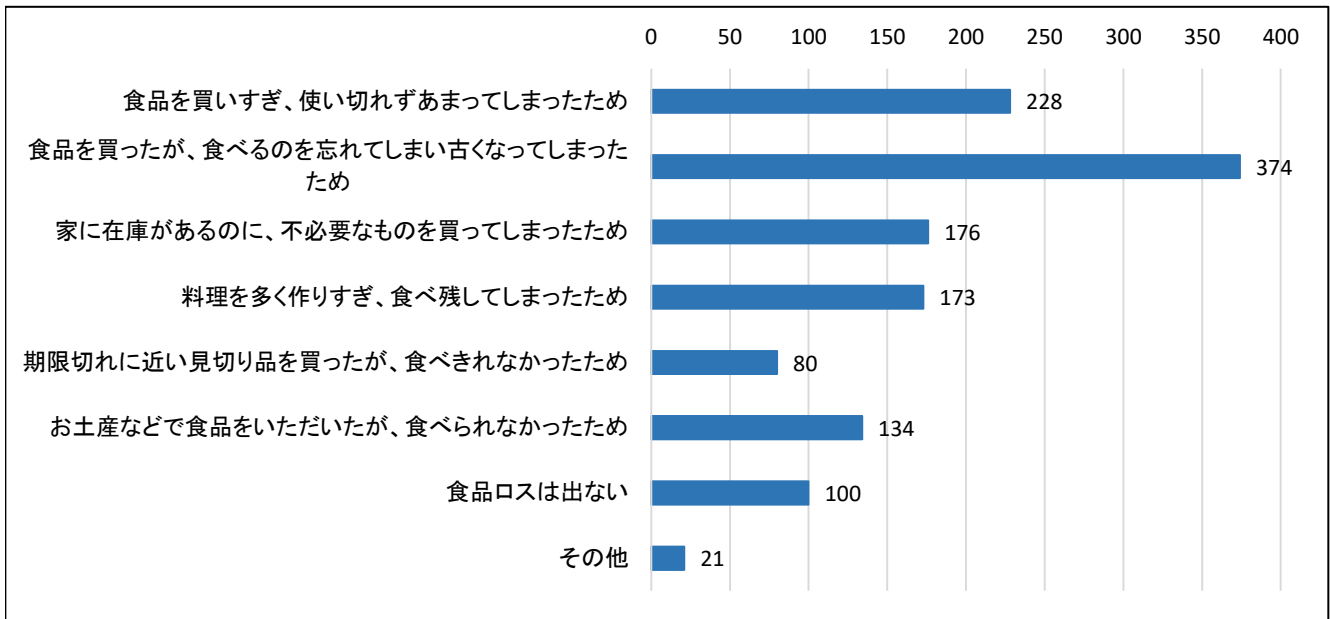


### その他(自由記述)

- ・コンポストで堆肥化処理
- ・生ごみは一切出していない
- ・水分の多いものは日に当てて水分を抜く
- ・自宅の畑等に埋め肥料として自家処理する
- ・上から押し詰めて、毎回出していたのが2週間に1回出す程度になりました
- ・冷凍の「バラ凍結」を利用し、少量ずつ使えるようにしている

問15 日本では、生ごみのうち、本来食べられたはずなのに捨てられてしまう食品、いわゆる「食品ロス」が、年間約600万～700万トン発生していると推計されます。ご家庭で「食品ロス」が発生してしまう場合、どのようなことが原因ですか(複数回答可)。

選択肢	回答数	割合
食品を買いすぎ、使い切れずあまってしまったため	228	33.0%
食品を買ったが、食べるのを忘れてしまい古くなってしまったため	374	54.2%
家に在庫があるのに、不必要なものを買ってしまったため	176	25.5%
料理を多く作りすぎ、食べ残してしまったため	173	25.1%
期限切れに近い見切り品を買ったが、食べきれなかったため	80	11.6%
お土産などで食品をいただいたが、食べられなかったため	134	19.4%
食品ロスは出ない	100	14.5%
その他	21	3.0%

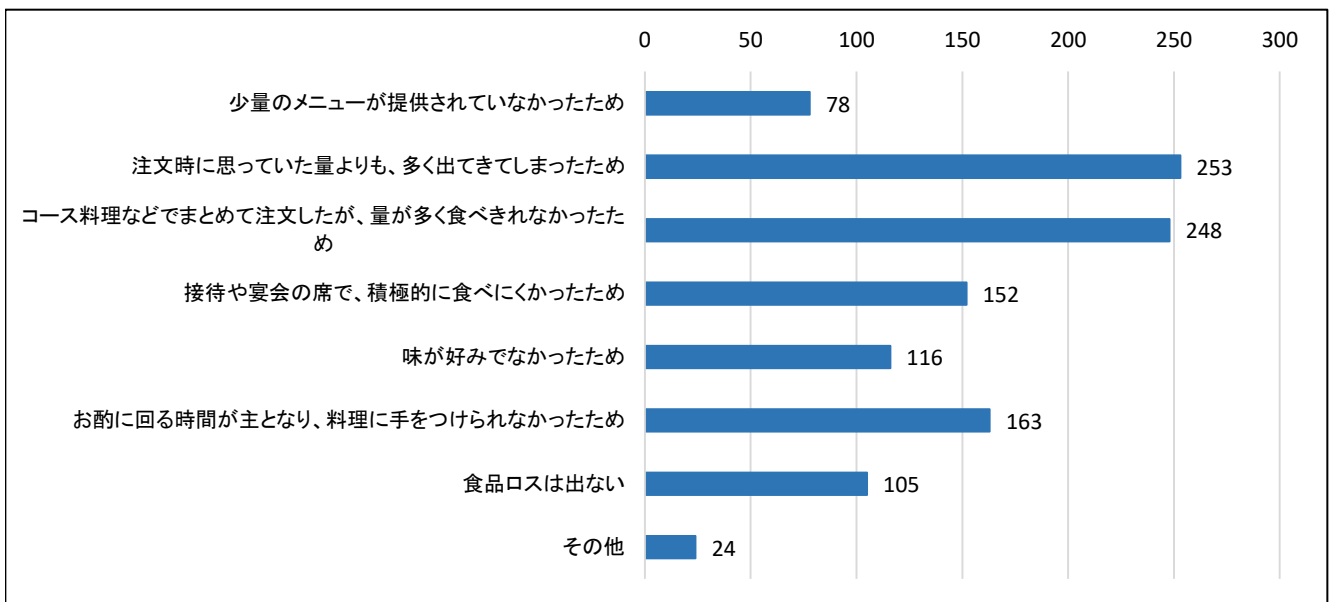


**その他(自由記述)**

- ・冷凍保存も意外と長くは持たない
- ・好き嫌いが年とともに増え、食べない場合
- ・家庭菜園で収穫した野菜が食べきれず処分するしかない
- ・いただいた物が口に合わなかったため など

問16 外食や宴会等で「食品ロス」が発生してしまう場合、どのようなことが原因ですか(複数回答可)。

選択肢	回答数	割合
少量のメニューが提供されていなかったため	78	11.3%
注文時に思っていた量よりも、多く出てきてしまったため	253	36.7%
コース料理などでまとめて注文したが、量が多く食べきれなかったため	248	35.9%
接待や宴会の席で、積極的に食べにくかったため	152	22.0%
味が好みでなかったため	116	16.8%
お酌に回る時間が主となり、料理に手をつけられなかったため	163	23.6%
食品ロスはない	105	15.2%
その他	24	3.5%

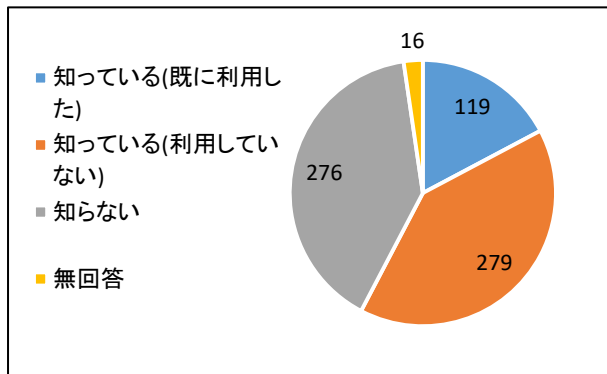


その他(自由記述)

- ・会話が中心になってしまうため
- ・見映えの良い料理で、味が伴わない
- ・料理が少量になった時食べ残す慣習がある
- ・持ち帰りが簡単にできない、あるいはしにくい
- ・足りなかったと思われたくないので、多めに注文してしまう など

問17 生ごみ処理機器等(生ごみ処理機、生ごみ処理容器(コンポスター等)、草木粉碎機)の購入費に対して、市が補助を行っていることをご存じですか。

選択肢	回答数	割合
知っている(既に利用した)	119	17.2%
知っている(利用していない)	279	40.4%
知らない	276	40.0%
無回答	16	2.3%
合計	690	100.0%



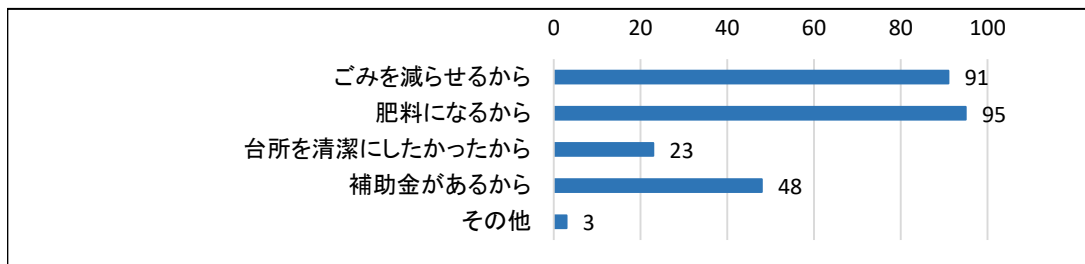
問17-2 生ごみ処理機器等を購入するきっかけは何でしたか(複数回答可)。

※問17で「知っている(既に利用した)」と回答した方のみを対象とした設問であったが、補助金を利用せずに購入した方による回答もあった。

選択肢	回答数	割合
ごみを減らせるから	91	76.5%
肥料になるから	95	79.8%
台所を清潔にしたかったから	23	19.3%
補助金があるから	48	40.3%
その他	3	2.5%

その他(自由記述)

- ・コンポスターは汁物も捨てられる。浄化槽や下水にやさしい
- ・ごみ処理に手がかからない
- ・扱いが面倒でありあまり使用しなくなった
- ・処理後の処分にも困る



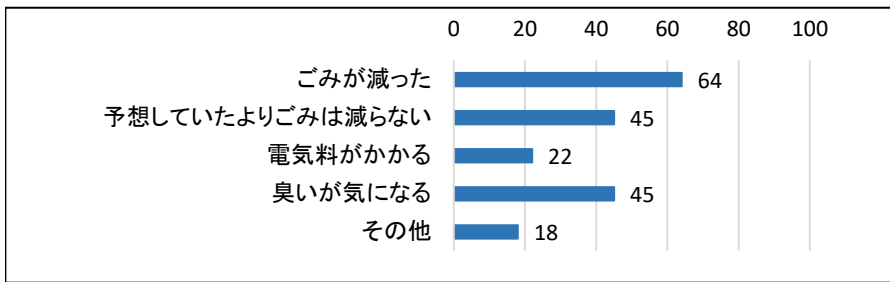
問17-3 生ごみ処理機器等を使ってみた感想はいかがですか(複数回答可)。

※問17で「知っている(既に利用した)」と回答した方のみを対象とした設問であったが、補助金を利用せずに購入した方による回答もあった。

選択肢	回答数	割合
ごみが減った	64	53.8%
予想していたよりごみは減らない	45	37.8%
電気料がかかる	22	18.5%
臭いが気になる	45	37.8%
その他	18	15.1%

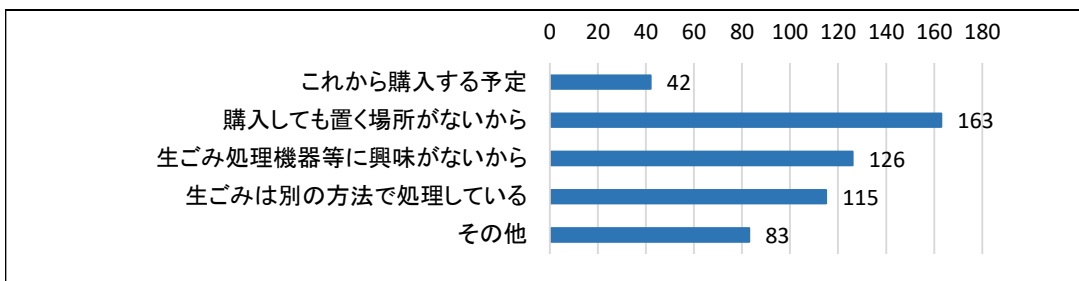
その他(自由記述)

- ・扱いが面倒
- ・大きいので場所がとられる
- ・処理に時間がかかる、処理能力が低い
- ・コンポスターで肥料にしても処分しきれず後が大変 など



問17-4 生ごみ処理機器等を購入しない理由をお答えください(複数回答可)。  
 ※問17で「知っている(利用していない)」あるいは「知らない」と回答した方のみ

選択肢	回答数	割合
これから購入する予定	42	7.6%
購入しても置く場所がないから	163	29.4%
生ごみ処理機器等に興味がないから	126	22.7%
生ごみは別の方法で処理している	115	20.7%
その他	83	15.0%



生ごみの処理方法(自由記述)

※問17-4で「生ごみは別の方法で処理している」と回答した方のみ

- ・自宅の庭や畑に埋める
- ・コンポスト、段ボールコンポストにて堆肥化
- ・もえるごみとして出す
- ・新聞紙に丸めている

その他(自由記述)

- ・自費で購入後に補助を知った
- ・使用方法がわからず、購入に踏み切れな
- い
- ・処理後の肥料の使い道や処分するス
- ペースがない
- ・市の補助があっても処理機器等の価格が高く、コストが
- かかる
- ・存在を知らなかったわけではないが、どのようなものな
- のかよくわからないため、機器の性能や補助について、
- 案内がほしい など

その他

問18 ごみ・資源物の出し方やごみ減量化に関する市の取り組み、その他全般を通してご意見等ございましたら、ご記入ください。

※紙面の都合で掲載することはできませんが、「分別」、「収集」、「野焼き・不法投棄」、「粗大ごみ」、「ごみ袋」、「集積場所の管理・マナー」、「事業者(製造者・販売者)」、「市の施策」、「生ごみ」等について多数のご意見が寄せられました。

**安曇野市一般廃棄物処理基本計画(第2期)**  
**令和3年3月発行**

---

編集 発行

安曇野市 市民生活部 廃棄物対策課

〒399-8281

長野県安曇野市豊科6000番地

電話 0263-71-2000(代表)

FAX 0263-72-3176

---







安曇野市